

<改正要旨>

基本給の調整額に関する取扱いについて、医学部附属病院脳卒中センター内の脳卒中ケアユニットを集中治療病棟に追加し、当該病棟に勤務する作業療法又は理学療法に従事する技術職員を支給対象とする改正。

<改正する就業規則>

国立大学法人大阪大学教職員給与規程

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程

国立大学法人大阪大学任期付寄附講座等教職員給与規程

国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程

国立大学法人大阪大学教職員給与規程の一部改正（案）

現 行

（略）

（基本給の調整額）

第24条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

2 （略）

3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、基本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額 100 分の 2.5 を超えるときは、基本給月額 100 分の 2.5 に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

（略）

別表第5（第24条関係）適用区分表

別紙のとおり

（略）

改 正（案）

（略）

（同左）

第24条 同左

2 （略）

3 同左

4 同左

（略）

別表第5 同左

別紙のとおり

（略）

附 則

この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

別表第5（第24条関係）適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師	
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	1
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長(2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	
	(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(10) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第5 同左

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師	
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	1
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長(2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	
	(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(10) 集中治療病棟(副卒中センター(副卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員	
	(11) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程の一部改正（案）

現 行

（略）

（基本給の調整額）

第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

2 （略）

3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、基本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額 100 分の 2.5 を超えるときは、基本給月額 100 分の 2.5 に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

（略）

別表第5（第23条関係）適用区分表

別紙のとおり

（略）

改 正（案）

（略）

（同左）

第23条 同左

2 （略）

3 同左

4 同左

（略）

別表第5 同左

別紙のとおり

（略）

附 則

この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

別表第5 (第23条関係) 適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師	
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	1
	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長(2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	
	(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
(10) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員		
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第5 同左

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師	
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	1
	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長(2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	
	(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
(10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員		
(11) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員		
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

国立大学法人大阪大学任期付寄附講座等教職員給与規程の一部改正 (案)

現 行

(略)

(基本年俸の種類等)

第 1 1 条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付寄附講座等教員等基本年俸表 (別表第 1)
- (2) 任期付特任職員基本年俸表 (別表第 2)
- (3) 任期付特任技術職員 (医療) 基本年俸表 (別表第 3)

2 (略)

3 その職務の特殊性にかんがみ基本年俸額を調整する必要がある職の範囲については、別表第 4 に定める。

(略)

別表第 4 適用区分表 (第 1 1 条関係)

別紙のとおり

(略)

改 正 (案)

(略)

(同左)

第 1 1 条 同左

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 同左

2 (略)

3 同左

(略)

別表第 4 同左

別紙のとおり

(略)

附 則

この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成 22 年 9 月 1 日から適用する。

別表第4 適用区分表（第11条関係）

勤務箇所	職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (2) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (3) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2
	(4) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員	1

別表第4 同左

勤務箇所	職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (2) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (3) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2
	(4) 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (5) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員	1

国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程の一部改正 (案)

現 行

(略)

(基本年俸の種類等)

第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付嘱託職員基本年俸表 (別表第1)
- (2) 特例任期付嘱託職員基本年俸表 (別表第2)

2 (略)

3 その職務の特殊性にかんがみ基本年俸額を調整する必要がある職の範囲については、別表第3に定める。

(略)

別表第3 適用区分表 (第11条関係)

別紙のとおり

(略)

改 正 (案)

(略)

(同左)

第11条 同左

(1)同左

(2)同左

2 (略)

3 同左

(略)

別表第3 同左

別紙のとおり

(略)

附 則

この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

別表第3 適用区分表 (第11条関係)

勤務箇所	職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手 (2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師及び准看護師(当該病棟のみを担当している者に限る。) (3) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (6) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(7) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師及び准看護師	1
	(8) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員	1

別表第3 同左

勤務箇所	職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手 (2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師及び准看護師(当該病棟のみを担当している者に限る。) (3) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (6) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(7) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師及び准看護師	1
	(8) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員	
	(9) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員	1

国立大学法人大阪大学教職員給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(以下「教職員」という。)について、同規則第25条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

- 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
- 賞与は、第20条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
- 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
- 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - 源泉所得税
 - 住民税
 - 共済組合保険料
 - 雇用保険料
 - 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労

働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額及びこれらの給与に対する地域手当の月額、管理職手当並びに医師等調整手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第37条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第37条から39条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第43条に規定する勤務1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職基本給表(別表第1)
 - ア 一般職基本給表(一)
 - イ 一般職基本給表(二)
 - (2) 教育職基本給表(別表第2)
 - ア 教育職基本給表(一)
 - イ 教育職基本給表(二)
 - (3) 医療職基本給表(別表第3)
 - ア 医療職基本給表(A)
 - イ 医療職基本給表(B)
 - (4) 指定職基本給表(別表第4)
- 2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 就業規則第12条の規定により昇任した教職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させることができる。

- 2 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(基本給表を異にする異動等における級の格付け)

第14条 教職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、又は基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職種に応じ、級の格付けを行う。

(昇給)

第15条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。

5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第16条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第17条 教職員が就業規則第36条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第18条 教職員が現に受けている級及び号俸より上位の級又は号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第19条 就業規則第21条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

第20条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。

(1) 就業規則第14条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者

(2) 就業規則第37条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者

(3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第21条第2項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第37条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者

(4) その他前各号の規定に準ずる者

3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

第21条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下、次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。

2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

第22条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。

2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。

3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第23条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第24条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額額の100分の4.5を超えるときは、基本給月額額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額額の100分の25を超えるときは、基本給月額額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第25条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

2 前項の管理職の範囲については、別に定める。

3 管理職手当の月額額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。

4 管理職手当及び指定職の基本給には、第39条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。

5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第41条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第26条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)に対しては、月額50,000円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。

3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第27条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第1号の扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については各6,500円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第28条 地域手当は、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

2 地域手当の月額額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第29条 住居手当は、自ら居住するために住居（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。）に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第30条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用する教職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあつては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 11,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 13,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 16,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 18,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 20,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 21,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 22,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 23,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 24,500円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあつては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額）が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、支給単位期間（大学が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。

3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

5 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第31条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円（当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円）

とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第32条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第33条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

(1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円

(2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第34条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第35条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガバ斯卡ルまで	210円
0.3メガバ斯卡ルまで	560円
0.3メガバ斯卡ルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第36条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	6,800円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	2,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,000円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第30条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第36条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(超過勤務手当)

第37条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第38条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第39条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第40条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第40条の2 第24条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第41条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第14条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第14条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第14条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第14条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(派遣期間中の給与)

第41条の2 就業規則第16条の2第1項に規定する派遣については、その期間中、基本給等の月額、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

2 派遣期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第42条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第43条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)

3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第28条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。

(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)

4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)

5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第30条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)

6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(休職期間中の給与に関する経過措置)

7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第41条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。

(派遣期間中等の給与に関する経過措置)

8 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)により国際機関等に派遣されていた者については、その派遣期間中(更新期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、南極地域観測の業務に従事していた者についても、同様とする。

(経過措置に係る支給日)

9 前6項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。

(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)

10 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第24条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)

- 11 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していた者については、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第24条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。
(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)
- 12 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者のほか、就業規則附則第2項の規定により大学の役員に就任した者を含む。)については、第6条及び第15条の規定は適用しないものとする。
(入試手当に関する特例)
- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 14 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間に上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、当分の間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、当分の間、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当分の間、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第24条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第24条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する

調整基本額が、別表第 6-A に規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第 10 項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。

(1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員

(2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員

(加給金額に関する経過措置)

9 別表第 2 の教育職基本給表 (一) に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第 2-A の教育職基本給表 (一) に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。

(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)

10 前 2 項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。

(1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 100 分の 100

(2) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

(3) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 50

(4) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

11 前 7 項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第 4 項から第 7 項までの規定による基本給を、第 8 項から第 10 項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。

(平成 22 年 1 月 1 日までの間における昇給に関する特例)

12 平成 19 年 1 月 1 日の昇給時期においては、第 15 条第 1 項中「1 年間」とあるのは「9 月間」、同条第 2 項中「4 号俸」とあるのは「2 号俸」、「3 号俸」とあるのは「1 号俸」として、これを適用する。

13 平成 20 年 1 月 1 日、平成 21 年 1 月 1 日及び平成 22 年 1 月 1 日の昇給時期においては、第 15 条第 2 項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」として、これを適用する。

(55 歳を超える教職員の昇給に関する経過措置)

14 第 15 条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 20 年 1 月 1 日の昇給時期以降、当分の間、55 歳 (技能又は労務の職務に従事する職員にあっては 57 歳) を超える教職員 (教員については、歯学部附属歯科技工士学校の教員に限る。) のうち、年度末年齢が 60 歳以下の者については、当該規定を適用せず、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、昇給を行うものとする。ただし、その場合、第 2 項中「4 号俸 (一般職基本給表 (一) の適用を受ける教職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3 号俸)」とあるのは「2 号俸」(平成 20 年 1 月 1 日、平成 21 年 1 月 1 日及び平成 22 年 1 月 1 日の昇給時期においては「1 号俸」)として、これを適用するものとする。

(地域手当に関する経過措置)

15 第 28 条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程第 5 条第 5 項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(基本給の調整額に関する経過措置)

2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日 (以下「施行日」という。) の前日において、助手として第 24 条の規定による基本給の調整額 (別表第 5 第 1 号に係るものに限る。) を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。

とする。

(管理職手当に関する経過措置)

- 3 第25条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員（以下「同一基本給表適用教職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員（同日において占めていた職責区分（以下「旧職責区分」という。）に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員 同日にその者が受けていた管理職手当額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員（旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。） 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員（施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
(統合に伴う特例措置)
- 2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学（以下「旧外大」という。）に在職しており、統合により大学に身分を承継された教職員であって、第1条にいう「教職員」に該当する者（以下「旧外大教職員」という。）のうち、この附則の施行日の前日において国立大学法人大阪外国語大学職員給与規程（以下「旧外大給与規程」という。）第3条第2項により、本人の同意に基づき給与の口座振込を行っていたものについては、第5条第3項の規定にかかわらず、当該施行日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(統合に伴う経過措置)
- 3 前項に定めるほか、旧外大教職員のうち、次表に掲げる者については、同表に定めるところにより、所要の経過措置を講ずるものとする。

該当条項	経過措置の対象者	経過措置の内容	経過措置の期間
第3条第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第33条に定める要件を満たし、かつ、同条に規定する管理職員特別勤務手当が支給されていない者	従前の例により、管理職員特別勤務手当を支給する。 なお、支給日については第4条第4項の規定を準用する。	当該手当を支給されるまでの間
第3条第3項及び第24条	施行日の前日において、旧外大給与規程第23条に基づく別表第5の調整数3の支給要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、調整数3の俸給の調整額を支給し、加給金は支給しない。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	平成20年9月30日までの間
第3条第3項及び附則（平成16年4月14日）	施行日の前日において、旧外大給与規程第30条に定める要件	従前の例により、単身赴任手当を支給し、特別赴任手当は支給	平成22年9月30日までの間

施行) 第14項	を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	しない。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りではない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	
第26条	施行日の前日において、旧外大給与規程第25条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、初任給調整手当を支給する。	当該手当の支給要件を喪失するまでの間
第28条及び附則(平成16年4月14日施行)第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第27条第4項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、地域手当を支給する。	当該異動保障期間
第29条	施行日の前日において、旧外大給与規程第28条第3号に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間
第30条	施行日の前日において、旧外大給与規程第29条第3項に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間
第41条第1項、第2項、第3項又は第4項	施行日の前日において、旧外大給与規程第20条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項又は第6項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該休職期間(延長期間を含む)
第41条の2	施行日の前日において、旧外大給与規程第22条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該派遣期間(延長期間を含む)

附 則

(施行期日)

- この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。

(55歳を超える教職員の基本給月額等)

- 2 教職員（次の表の左欄に掲げる基本給表の適用を受け、かつその職務の級が同表の右欄に掲げる職務の級以上である者に限る。）が55歳に達した日以後における最初の4月1日以後に適用する基本給表は、次項に掲げる者を除き、別表第1-IIから別表第3-IIを適用する。

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
教育職基本給表（一）	5級
医療職基本給表（A）	6級
医療職基本給表（B）	6級

- 3 附則（平成18年4月1日施行）第4項の規定の適用を受ける者のうち、55歳を超えるものについては、当該年齢に達した日以後における最初の4月1日以後、別表第1-IIから別表第3-IIまでに規定する基本給月額が、平成18年4月1日（以下「切替日（平成18年4月）」という。）の前日に受けていた職務の級及び号俸に対応する別表第1-II-Aから別表第3-II-Aまでに規定する55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額（その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。）に達しない場合には、同項の規定にかかわらず、当分の間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第7項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 4 切替日（平成18年4月）の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、当分の間、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 この附則の施行日以後に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当分の間、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額は、教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まないものとし、第24条第4項中「基本給月額の100分の25」とあるのは「基本給月額と55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」として、これを適用する。
(降格又は降給された者（55歳を超える教職員に限る）に関する特例)
- 7 前4項の規定にかかわらず、切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該降格等が切替日（平成18年4月）の前日に行われたものとして、基本給、基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
(55歳を超える教職員の管理職手当額)
- 8 第25条の規定にかかわらず、第2項から第5項までの規定が適用される教職員に対する管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7-IIに掲げる管理職手当額とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、附則（平成19年4月1日施行）第3項又は第5項の適用を受ける者にかかる管理職手当については、平成23年3月31日までの間、第3項第4号中「100分の25」とあるのは「100分の24.625」として、これを適用する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 一般職基本給表（第11条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100		
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900		
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700		
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500		
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200			
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000			
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800			
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400			
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200			
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000			
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800			
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400			
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200			
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000			

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
70	204,200	253,800	284,500	315,600	
71	204,700	254,400	285,300	316,100	
72	205,300	255,000	286,100	316,600	
73	205,900	255,300	287,000	316,900	
74	206,600	255,700	287,800	317,400	
75	207,300	256,200	288,600	317,900	
76	208,100	256,700	289,400	318,400	
77	208,500	257,300	290,200	318,700	
78	209,200	257,800	290,800	319,100	
79	209,900	258,300	291,400	319,500	
80	210,600	258,800	292,000	319,900	
81	211,300	259,200	292,500	320,400	
82	212,000	259,500	293,100	320,800	
83	212,700	259,800	293,700	321,200	
84	213,400	260,100	294,300	321,600	
85	214,100	260,500	294,800	322,000	
86	214,800	260,900	295,400	322,400	
87	215,500	261,300	296,000	322,800	
88	216,200	261,700	296,600	323,200	
89	216,800	261,900	297,000	323,500	
90	217,400	262,300	297,500	323,900	
91	218,000	262,700	298,000	324,300	
92	218,600	263,100	298,500	324,700	
93	219,100	263,500	299,000	325,000	
94	219,600	263,900	299,500	325,400	
95	220,100	264,300	300,000	325,800	
96	220,600	264,700	300,500	326,200	
97	221,200	264,900	300,900	326,500	
98	221,700	265,200	301,400	326,900	
99	222,200	265,400	301,900	327,300	
100	222,700	265,700	302,400	327,700	
101	223,300	266,100	302,800	328,000	
102	223,900	266,300	303,200		
103	224,500	266,600	303,600		
104	225,100	266,900	304,000		
105	225,500	267,200	304,400		
106	226,000	267,500	304,800		
107	226,500	267,800	305,200		
108	227,000	268,100	305,600		
109	227,200	268,400	306,000		
110	227,600	268,700	306,400		
111	228,100	269,000	306,800		
112	228,600	269,300	307,200		
113	229,100	269,600	307,500		
114	229,600	269,900	307,900		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	230,100	270,200	308,300		
116	230,600	270,500	308,700		
117	231,000	270,800	309,000		
118	231,400	271,100	309,400		
119	231,800	271,400	309,800		
120	232,200	271,700	310,200		
121	232,600	271,900	310,500		
122		272,200	310,900		
123		272,500	311,300		
124		272,800	311,700		
125		272,900	311,900		
126		273,200	312,300		
127		273,500	312,700		
128		273,800	313,100		
129		273,900	313,300		
130		274,200	313,700		
131		274,500	314,100		
132		274,800	314,500		
133		274,900	314,700		
134		275,200			
135		275,500			
136		275,800			
137		275,900			

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,200
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,900
26	215,900	268,800	334,600	387,200	468,300
27	218,000	271,800	337,100	389,100	470,700
28	220,100	274,800	339,600	391,000	473,100
29	222,100	277,800	342,000	393,000	475,500
30	224,400	280,500	344,200	394,800	477,900
31	226,700	283,200	346,400	396,600	480,200
32	229,000	285,900	348,600	398,400	482,600
33	231,400	288,500	350,900	400,200	485,000
34	233,300	291,400	353,200	402,000	487,300
35	235,200	294,200	355,500	403,800	489,600
36	237,100	297,000	357,800	405,600	491,900
37	239,000	299,800	359,900	407,200	494,200
38	241,100	302,100	362,000	408,900	496,200
39	243,100	304,400	364,100	410,600	498,200
40	245,100	306,700	366,100	412,300	500,200
41	247,200	308,900	368,100	413,700	502,300
42	249,100	310,100	370,000	415,300	504,200
43	251,000	311,300	371,900	416,900	506,100
44	252,900	312,500	373,800	418,500	508,000
45	254,700	313,600	375,800	419,900	510,000
46	256,600	314,800	377,600	421,500	511,900
47	258,500	316,000	379,400	423,100	513,800
48	260,400	317,200	381,200	424,700	515,700
49	262,000	318,200	383,100	426,300	517,700
50	263,300	319,300	384,900	427,600	519,500
51	264,500	320,400	386,700	428,900	521,400
52	265,800	321,500	388,500	430,200	523,300
53	266,800	322,700	389,900	431,400	525,300
54	267,900	323,800	391,400	432,500	527,000

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	269,000	324,900	392,900	433,600	528,700
56	270,100	326,000	394,500	434,700	530,400
57	271,300	327,100	395,900	435,900	532,100
58	272,500	328,200	397,300	437,000	533,400
59	273,700	329,300	398,800	438,100	534,700
60	274,900	330,300	400,300	439,100	536,000
61	275,900	331,400	401,700	440,200	537,300
62	277,000	332,500	403,200	441,300	538,300
63	278,100	333,600	404,700	442,400	539,300
64	279,200	334,700	406,200	443,500	540,300
65	280,200	335,700	407,600	444,500	541,100
66	281,300	336,800	408,800	445,500	542,000
67	282,400	337,900	410,000	446,500	542,900
68	283,500	339,000	411,200	447,500	543,800
69	284,500	340,000	412,400	448,600	544,700
70	285,600	341,100	413,400	449,600	545,600
71	286,700	342,200	414,400	450,600	546,500
72	287,800	343,300	415,400	451,600	547,400
73	288,700	344,000	416,400	452,700	548,300
74	289,800	345,000	417,300	453,700	549,200
75	290,900	346,000	418,100	454,700	550,100
76	292,000	347,000	419,000	455,700	551,000
77	292,900	348,100	419,700	456,700	551,900
78	293,900	349,100	420,300	457,400	552,800
79	294,900	350,100	420,900	458,100	553,700
80	295,900	351,100	421,500	458,800	554,600
81	297,000	352,100	422,100	459,600	555,500
82	297,900	353,100	422,700	460,300	
83	298,800	354,100	423,300	461,000	
84	299,700	355,100	423,900	461,700	
85	300,600	356,000	424,400	462,200	
86	301,500	356,700	425,000	462,900	
87	302,400	357,400	425,600	463,600	
88	303,300	358,100	426,200	464,300	
89	303,900	358,900	426,700	464,800	
90	304,600	359,500	427,300	465,500	
91	305,300	360,100	427,900	466,100	
92	306,000	360,700	428,500	466,800	
93	306,700	361,300	428,900	467,300	
94	307,300	361,700	429,400	468,000	
95	307,900	362,200	429,900	468,700	
96	308,500	362,700	430,400	469,400	
97	309,200	363,300	431,000	469,900	
98	309,800	363,800	431,500	470,600	
99	310,400	364,300	432,000	471,300	
100	311,000	364,800	432,500	472,000	
101	311,600	365,300	433,100	472,500	
102	312,100	365,800	433,600		
103	312,600	366,300	434,100		
104	313,100	366,800	434,600		
105	313,600	367,400	435,200		
106	314,000	367,900	435,700		
107	314,400	368,400	436,200		
108	314,800	368,900	436,700		
109	315,200	369,500	437,300		
110	315,600	370,000	437,800		
111	316,000	370,500	438,300		
112	316,400	371,000	438,800		
113	316,700	371,600	439,400		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
114	317,100	372,100	439,900		
115	317,500	372,600	440,400		
116	317,900	373,100	440,900		
117	318,200	373,600	441,500		
118	318,600	374,100			
119	319,000	374,600			
120	319,400	375,100			
121	319,700	375,600			
122	320,100	376,100			
123	320,500	376,600			
124	320,900	377,100			
125	321,100	377,600			
126	321,500	378,100			
127	321,900	378,600			
128	322,300	379,100			
129	322,500	379,600			
130	322,900	380,100			
131	323,300	380,600			
132	323,700	381,100			
133	323,900	381,600			
134	324,300	382,100			
135	324,700	382,600			
136	325,100	383,100			
137	325,300	383,600			
138	325,600	384,100			
139	325,900	384,600			
140	326,200	385,100			
141	326,600	385,600			
142	326,900				
143	327,200				
144	327,500				
145	327,900				
146	328,200				
147	328,500				
148	328,800				
149	329,200				
150	329,500				
151	329,800				
152	330,000				
153	330,400				
154	330,700				
155	331,000				
156	331,300				
157	331,700				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	171,100	205,800	265,400
2	173,700	207,900	268,500
3	176,300	210,000	271,600
4	179,000	212,100	274,700
5	181,700	214,000	277,800
6	184,500	216,100	280,700
7	187,300	218,200	283,600
8	190,200	220,300	286,400
9	193,100	222,500	289,100
10	196,100	224,900	292,000
11	199,000	227,300	294,900
12	201,900	229,700	297,800
13	204,600	231,900	300,200
14	206,300	234,200	302,800
15	208,000	236,500	305,300
16	209,700	238,800	307,800
17	211,400	241,200	310,400
18	213,200	244,300	313,600
19	215,000	247,400	316,800
20	216,800	250,500	320,000
21	218,700	253,500	323,000
22	220,700	256,600	326,100
23	222,700	259,700	329,200
24	224,700	262,800	332,300
25	226,500	265,800	335,500
26	228,500	268,800	338,500
27	230,500	271,800	341,500
28	232,500	274,800	344,500
29	234,300	277,800	347,400
30	236,300	280,300	350,000
31	238,300	282,800	352,600
32	240,300	285,300	355,200
33	242,300	287,700	357,800
34	244,400	290,300	360,000
35	246,500	292,800	362,300
36	248,600	295,300	364,600
37	250,600	297,600	366,900
38	252,600	300,100	369,200
39	254,600	302,600	371,500
40	256,600	305,100	373,800
41	258,400	307,500	376,100
42	259,800	309,900	378,200
43	261,200	312,300	380,300
44	262,600	314,700	382,400
45	263,900	316,900	384,400
46	265,200	319,400	386,400
47	266,400	321,900	388,400
48	267,600	324,400	390,400
49	268,700	326,900	392,200
50	270,000	329,300	394,000
51	271,300	331,600	395,800
52	272,600	334,000	397,600
53	273,800	336,300	398,800
54	275,000	338,300	400,500
55	276,200	340,300	402,200

職務の級	1級	2級	3級
56	277,400	342,300	403,900
57	278,500	344,300	405,400
58	279,900	346,300	407,100
59	281,300	348,300	408,800
60	282,700	350,300	410,500
61	283,900	352,200	412,000
62	285,300	354,100	413,600
63	286,700	356,000	415,200
64	288,100	357,900	416,800
65	289,300	359,900	418,500
66	290,600	361,800	419,700
67	291,900	363,700	421,000
68	293,200	365,500	422,300
69	294,600	367,200	423,400
70	295,700	369,000	424,500
71	296,800	370,800	425,600
72	297,900	372,600	426,700
73	299,100	374,200	427,600
74	300,200	375,800	428,600
75	301,300	377,400	429,600
76	302,400	379,000	430,600
77	303,300	380,700	431,700
78	304,300	382,400	432,700
79	305,300	384,100	433,700
80	306,300	385,800	434,700
81	307,100	387,400	435,500
82	308,000	389,000	436,400
83	308,900	390,600	437,300
84	309,800	392,200	438,100
85	310,600	393,600	439,100
86	311,400	395,100	440,000
87	312,200	396,600	440,900
88	313,100	398,100	441,800
89	314,000	399,500	442,800
90	314,800	400,800	443,400
91	315,600	402,100	444,000
92	316,400	403,400	444,600
93	317,100	404,500	445,100
94	317,800	405,600	445,700
95	318,500	406,700	446,300
96	319,200	407,800	446,900
97	319,900	408,700	447,300
98	320,400	409,700	447,900
99	320,900	410,700	448,500
100	321,400	411,700	449,100
101	321,900	412,800	449,500
102	322,400	413,800	
103	322,900	414,800	
104	323,400	415,800	
105	323,900	416,600	
106	324,400	417,400	
107	324,900	418,300	
108	325,400	419,200	
109	325,800	420,200	
110	326,300	421,100	
111	326,800	422,000	
112	327,300	422,900	
113	327,700	423,900	
114	328,200	424,500	

職務の級	1級	2級	3級
115	328,700	425,100	
116	329,200	425,700	
117	329,600	426,200	
118	330,000	426,800	
119	330,500	427,400	
120	331,000	428,000	
121	331,300	428,400	
122	331,800	429,000	
123	332,300	429,600	
124	332,800	430,200	
125	333,000	430,600	
126	333,500		
127	334,000		
128	334,500		
129	334,800		
130	335,300		
131	335,800		
132	336,300		
133	336,600		
134	337,100		
135	337,600		
136	338,100		
137	338,400		
138	338,800		
139	339,200		
140	339,600		
141	340,100		

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（A）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	444,800
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	447,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	450,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	452,600
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	455,200
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	457,800
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	460,400
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	463,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600	465,700
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000	468,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400	470,800
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900	473,400
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200	476,000
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400	477,500
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600	478,900
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800	480,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900	482,000
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000	483,500
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	485,000
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200	486,500
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100	488,100
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700	489,600
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300	491,100
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900	492,600
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500	494,200
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800	495,700
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100	497,200
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400	498,700
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800	500,300
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100	501,500
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400	502,700
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600	503,900
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000	505,200
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300	506,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600	507,200
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900	508,200
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300	509,200
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700	
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300	
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100	
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900	
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700	
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300	
46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100	
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900	
48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700	
49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300	
50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100	
51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900	
52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700	
53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300	
54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200		
55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600		
57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200		
58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900		
59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600		
60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300		
61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800		
62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400		
63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100		
64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800		
65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300		
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900			
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600			
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300			
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800			
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400			
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000			
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600			
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300			
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900			
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500			
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100			
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800			
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400			
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000			
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600			
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300			
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900			
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500			
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100			
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800			
86		292,200	329,700	351,600				
87		292,500	330,000	352,000				
88		292,800	330,400	352,400				
89		293,200	330,900	352,900				
90		293,500	331,300	353,300				
91		293,800	331,700	353,700				
92		294,100	332,100	354,100				
93		294,500	332,600	354,600				
94		294,800	332,900	355,000				
95		295,100	333,300	355,400				
96		295,400	333,700	355,800				
97		295,800	333,900	356,300				
98		296,100	334,300	356,700				
99		296,400	334,700	357,100				
100		296,700	335,100	357,500				
101		297,100	335,300	358,000				
102		297,400	335,700	358,400				
103		297,700	336,100	358,800				
104		298,000	336,500	359,200				
105		298,300	336,700	359,700				
106			337,100					
107			337,500					
108			337,900					
109			338,100					
110			338,500					
111			338,900					
112			339,300					
113			339,500					

イ 医療職基本給表 (B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900		
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600		
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200		
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800		
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800		
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400		
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000		
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600		
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100		
94	283,600	318,200	353,600	372,900			
95	284,600	319,000	354,300	373,400			
96	285,600	319,800	355,000	373,900			
97	286,500	320,500	355,500	374,500			
98	287,300	321,200	356,000	375,000			
99	288,100	321,900	356,500	375,500			
100	289,000	322,600	357,000	376,000			
101	289,800	323,100	357,600	376,600			
102	290,600	323,700	358,100	377,100			
103	291,400	324,300	358,600	377,600			
104	292,200	324,900	359,100	378,100			
105	292,900	325,300	359,700	378,700			
106	293,400	325,800	360,200	379,200			
107	293,900	326,300	360,700	379,700			
108	294,400	326,800	361,200	380,200			
109	294,900	327,300	361,700	380,800			
110	295,300	327,700	362,200	381,300			
111	295,700	328,100	362,700	381,800			
112	296,100	328,500	363,200	382,300			
113	296,500	328,900	363,700	382,900			
114	296,900	329,300	364,200				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
115	297,300	329,700	364,700				
116	297,700	330,000	365,100				
117	298,000	330,300	365,500				
118	298,400	330,700	366,000				
119	298,800	331,100	366,500				
120	299,200	331,500	367,000				
121	299,500	331,700	367,400				
122	299,900	332,100	367,900				
123	300,300	332,500	368,400				
124	300,700	332,900	368,900				
125	300,900	333,100	369,300				
126	301,300	333,500					
127	301,700	333,900					
128	302,100	334,300					
129	302,300	334,600					
130	302,700	335,000					
131	303,100	335,400					
132	303,500	335,800					
133	303,700	336,100					
134	304,100	336,500					
135	304,500	336,900					
136	304,900	337,300					
137	305,100	337,600					
138	305,500	338,000					
139	305,900	338,400					
140	306,300	338,800					
141	306,500	339,100					
142	306,900	339,500					
143	307,300	339,900					
144	307,700	340,300					
145	307,900	340,600					
146	308,300	341,000					
147	308,700	341,400					
148	309,100	341,800					
149	309,300	342,100					
150	309,600	342,500					
151	309,900	342,900					
152	310,200	343,300					
153	310,600	343,600					
154	310,900						
155	311,200						
156	311,500						
157	311,900						
158	312,200						
159	312,500						
160	312,800						
161	313,200						
162	313,500						
163	313,800						
164	314,100						
165	314,500						
166	314,800						
167	315,100						
168	315,400						
169	315,800						

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

号俸	基本給月額
	円
1	724,000
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000

別表第1-Ⅱ 55歳を超える職員にかかる一般職基本給表

ア 一般職基本給表 (一)

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
2	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
3	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
4	322,588	368,390	414,193	468,860	533,378
5	324,853	370,656	416,458	471,815	536,530
6	326,922	373,118	418,822	474,869	538,992
7	329,089	375,581	421,186	477,922	541,455
8	331,256	378,043	423,550	480,976	543,917
9	333,521	380,604	425,816	483,931	546,380
10	335,688	383,264	428,081	486,984	548,251
11	337,855	385,923	430,347	490,038	550,024
12	340,022	388,583	432,514	493,091	551,896
13	341,992	391,144	434,681	496,046	553,669
14	344,061	393,409	436,651	498,410	555,146
15	346,129	395,675	438,621	500,774	556,624
16	348,198	398,039	440,591	503,138	558,101
17	350,168	400,304	442,561	505,601	559,579
18	352,138	402,373	444,334	507,078	560,761
19	354,108	404,441	446,107	508,556	561,943
20	355,979	406,510	447,880	510,033	563,125
21	358,048	408,578	449,653	511,215	564,307
22	359,919	410,548	451,130	512,693	
23	361,889	412,518	452,608	514,170	
24	363,859	414,488	454,085	515,648	
25	365,928	416,557	455,563	516,928	
26	367,898	418,133	456,942	518,110	
27	369,868	419,709	458,321	519,292	
28	371,838	421,285	459,601	520,474	
29	373,808	422,959	460,783	521,656	
30	375,679	424,240	461,571	522,543	
31	377,551	425,520	462,359	523,429	
32	379,324	426,801	463,147	524,316	
33	381,097	428,081	463,935	525,104	
34	382,771	429,362	464,723	525,990	
35	384,446	430,642	465,511	526,877	
36	386,120	431,824	466,299	527,763	
37	387,795	433,105	467,087	528,650	
38	388,977	433,991	467,875	529,536	
39	390,159	434,878	468,663	530,423	
40	391,341	435,764	469,451	531,309	
41	392,424	436,552	470,239	532,196	
42	393,606	437,340	470,929		
43	394,788	438,128	471,717		
44	395,970	438,916	472,505		
45	396,955	439,704	473,293		
46	397,645	440,492			
47	398,334	441,280			
48	399,024	442,068			
49	399,812	442,659			
50	400,501	443,447			
51	401,191	444,235			
52	401,880	445,023			
53	402,668	445,614			
54	403,358	446,402			
55	404,047	447,190			

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
56	404,737	447,978			
57	405,426	448,569			
58	406,116	449,357			
59	406,805	450,145			
60	407,495	450,933			
61	408,086	451,524			
62	408,775				
63	409,465				
64	410,154				
65	410,647				
66	411,238				
67	411,927				
68	412,617				
69	413,109				
70	413,799				
71	414,488				
72	415,178				
73	415,670				
74	416,360				
75	417,049				
76	417,739				
77	418,231				

別表第2-Ⅱ 55歳を超える教員にかかる教育職基本給表

ア 教育職基本給表 (一)

職務の級	5級
号俸	基本給月額
	円
加給金額	30,200
1	408,000
2	408,000
3	408,000
4	409,268
5	411,829
6	414,291
7	416,754
8	419,216
9	421,482
10	423,944
11	426,407
12	428,869
13	430,642
14	432,908
15	435,272
16	437,537
17	439,901
18	442,265
19	444,629
20	446,993
21	449,456
22	451,820
23	454,184
24	456,548
25	458,912
26	461,276
27	463,640
28	466,004
29	468,368
30	470,732
31	472,997
32	475,361
33	477,725
34	479,991
35	482,256
36	484,522
37	486,787
38	488,757
39	490,727
40	492,697
41	494,766
42	496,637
43	498,509
44	500,380
45	502,350
46	504,222
47	506,093
48	507,965
49	509,935
50	511,708
51	513,579
52	515,451
53	517,421
54	519,095

職務の級	5級
55	520,770
56	522,444
57	524,119
58	525,399
59	526,680
60	527,960
61	529,241
62	530,226
63	531,211
64	532,196
65	532,984
66	533,870
67	534,757
68	535,643
69	536,530
70	537,416
71	538,303
72	539,189
73	540,076
74	540,962
75	541,849
76	542,735
77	543,622
78	544,508
79	545,395
80	546,281
81	547,168

注 号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

別表第3-Ⅱ 55歳を超える職員にかかる医療職基本給表

ア 医療職基本給表 (A)

職務の級 号俸	6級	7級	8級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	328,700	375,200	444,800
2	328,700	375,200	444,800
3	328,700	375,200	444,800
4	330,172	377,551	445,811
5	332,339	380,112	448,372
6	334,506	382,771	450,933
7	336,673	385,431	453,494
8	338,840	388,090	456,055
9	340,810	390,651	458,715
10	342,977	393,015	461,177
11	345,144	395,379	463,738
12	347,311	397,842	466,299
13	349,084	400,107	468,860
14	351,054	402,274	470,338
15	353,024	404,441	471,717
16	354,994	406,608	473,194
17	356,964	408,677	474,770
18	359,033	410,745	476,248
19	361,003	412,814	477,725
20	363,071	414,882	479,203
21	364,943	416,754	480,779
22	367,011	418,330	482,256
23	369,080	419,906	483,734
24	371,148	421,482	485,211
25	373,020	423,058	486,787
26	374,891	424,338	488,265
27	376,763	425,619	489,742
28	378,634	426,899	491,220
29	380,407	428,278	492,796
30	382,180	429,559	493,978
31	383,953	430,839	495,160
32	385,726	432,021	496,342
33	387,302	433,400	497,622
34	388,583	434,681	498,607
35	389,863	435,961	499,592
36	391,144	437,242	500,577
37	392,227	438,621	501,562
38	393,409	439,409	
39	394,493	440,197	
40	395,675	440,985	
41	396,758	441,576	
42	397,546	442,364	
43	398,334	443,152	
44	399,122	443,940	
45	399,713	444,531	
46	400,403	445,319	
47	401,092	446,107	
48	401,782	446,895	
49	402,570	447,486	
50	403,259	448,274	
51	403,949	449,062	
52	404,638	449,850	
53	405,328	450,441	
54	406,017		
55	406,707		

職務の級	6級	7級	8級
56	407,396		
57	407,987		
58	408,677		
59	409,366		
60	410,056		
61	410,548		
62	411,139		
63	411,829		
64	412,518		
65	413,011		

イ 医療職基本給表 (B)

職務の級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	332,100	378,400
2	332,100	378,400
3	332,100	378,400
4	333,620	380,703
5	335,787	383,264
6	337,954	385,726
7	340,121	388,189
8	342,288	390,651
9	344,061	392,917
10	346,031	395,182
11	348,001	397,546
12	349,971	399,910
13	352,138	402,274
14	354,206	404,441
15	356,275	406,608
16	358,343	408,775
17	360,412	410,844
18	362,480	413,011
19	364,549	415,178
20	366,617	417,345
21	368,784	419,315
22	370,951	421,186
23	373,118	423,058
24	375,285	424,929
25	377,255	426,702
26	379,225	428,377
27	381,195	430,051
28	383,165	431,627
29	385,135	433,105
30	387,007	434,681
31	388,878	436,257
32	390,750	437,833
33	392,424	439,507
34	394,099	441,083
35	395,872	442,659
36	397,645	444,235
37	399,516	445,713
38	401,289	447,190
39	403,062	448,668
40	404,835	450,145
41	406,510	451,426
42	408,184	452,312
43	409,859	453,199
44	411,435	454,085
45	412,912	455,070
46	414,488	455,957
47	416,064	456,843
48	417,640	457,730
49	419,315	458,715
50	420,891	459,404
51	422,467	460,192
52	424,043	460,980
53	425,520	461,867
54	426,998	462,655
55	428,475	463,443

職務の級	6級	7級
56	429,953	464,231
57	431,233	465,117
58	432,120	
59	433,006	
60	433,893	
61	434,779	
62	435,666	
63	436,552	
64	437,439	
65	438,325	
66	439,113	
67	439,901	
68	440,689	
69	441,477	

イ-A 一般職基本給表 (二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	164,220	182,349	199,777	224,675	252,759
2	119,995	170,908	188,225	205,752	231,546	259,929
3	123,689	176,798	194,001	211,927	238,418	267,199
4	127,482	182,788	199,677	218,400	245,489	275,167
5	131,276	188,079	205,653	224,575	252,062	283,134
6	135,369	192,971	211,827	231,247	258,834	291,300
7	140,061	197,962	218,301	237,422	265,407	299,666
8	144,853	203,253	224,077	243,198	271,581	307,733
9	150,743	208,445	230,152	248,775	277,258	315,600
10	156,733	212,923	235,928	254,552	282,636	323,069
11	163,920	218,301	241,406	259,830	288,014	330,539
12	170,609	223,280	246,983	264,909	293,292	337,510
13	176,299	228,061	251,962	269,888	298,570	344,481
14	181,790	232,841	257,041	274,768	303,450	350,457
15	186,482	237,621	261,822	279,449	308,031	356,532
16	190,874	241,704	266,303	284,130	312,513	362,408
17	195,267	245,688	270,984	288,014	316,696	367,985
18	199,061	249,373	275,565	291,499	320,978	373,263
19	202,167	252,560	279,847	294,686	324,962	378,143
20	205,055	254,850	283,433	297,574	328,547	382,624
21	208,043	256,942	286,022	300,363	331,933	387,006
22	210,832	258,834	288,213	302,952	335,020	391,089
23	213,620	260,129	290,504	305,641	337,410	394,276
24	216,309	261,523	292,495	308,031	339,900	
25	218,600	263,116	294,487	310,422	342,091	
26	220,691	264,809	296,379	312,413	344,481	
27	222,782	266,403	298,172	314,505	346,672	
28	224,973	268,096	300,064	316,397		
29	226,866	269,590	301,857	318,588		
30	228,857	271,183	303,749	320,779		
31	230,750	272,777	305,542	322,771		
32	232,343	274,470				
33		275,963				

別表第2-A 暫定教育職基本給表

ア-A 教育職基本給表 (一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	—	—	—	—
1	—	—	251,471	283,632	363,204
2	160,027	201,856	264,349	298,371	378,143
3	167,914	210,541	277,028	313,409	390,492
4	177,897	219,426	290,605	328,149	402,542
5	188,678	228,910	303,649	343,286	414,493
6	196,365	238,294	317,293	358,026	426,145
7	203,553	250,673	330,340	372,864	437,498
8	211,240	262,952	343,685	388,720	448,951
9	219,526	275,331	356,432	394,077	460,006
10	228,810	285,922	366,192	403,538	471,160
11	236,397	297,873	376,151	412,501	482,513
12	244,882	309,625	385,612	421,066	493,568
13	252,769	317,393	394,177	429,332	504,722
14	260,029	324,265	402,443	436,901	515,776
15	267,399	330,837	410,012	444,270	526,034
16	274,569	337,311	417,381	451,341	535,196
17	281,242	343,685	424,452	457,416	544,159
18	287,516	349,461	431,423	462,993	553,023
19	293,790	355,137	437,200	468,471	561,886
20	299,765	360,714	442,080	473,849	570,053
21	305,442	366,092	446,461	479,127	576,327
22	310,322	371,570	449,549	484,306	581,207
23	314,704	376,151	452,636	489,385	585,788
24	319,086	380,035	455,425	493,368	
25	322,572	382,923	458,512	496,655	
26	325,659	385,612	461,500	499,941	
27	328,647	388,500	464,587		
28	331,335	391,189	467,575		
29	333,526	393,978			
30	335,518	396,567			
31	337,610	399,355			
32	339,601	402,044			
33	341,593	404,932			
34	343,485	407,721			
35	345,477				
36	347,569				
37	349,660				
38	351,851				

イ-A 教育職基本給表 (二)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	—	203,054	251,471
2	168,712	211,240	264,349
3	179,194	219,725	277,028
4	190,475	229,109	290,904
5	201,856	238,394	304,147
6	208,644	250,673	317,891
7	215,932	262,952	332,730
8	223,719	275,331	347,469
9	231,505	287,018	362,408
10	239,492	299,965	373,163
11	247,778	312,613	383,521
12	255,964	325,360	393,978
13	263,315	338,008	403,439
14	270,785	350,457	412,501
15	278,354	359,320	420,767
16	285,424	368,184	428,635
17	292,495	376,948	436,005
18	299,168	385,214	443,075
19	305,442	393,181	449,150
20	310,919	400,750	454,429
21	316,098	408,518	459,408
22	320,878	415,887	463,989
23	325,659	422,958	468,670
24	329,842	428,934	473,351
25	333,726	434,112	476,836
26	337,112	439,092	480,023
27	339,601	443,673	483,310
28	341,892	448,354	
29	344,382	453,034	
30	347,071	456,420	
31	349,660	459,508	
32	352,150	462,595	
33	354,540		
34	356,930		
35	359,519		
36	362,109		
37	364,598		

別表第3-A 暫定医療職基本給表
ア-A 医療職基本給表 (A)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額	7級 基本給月額	8級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	204,352	227,512	263,216	304,546	339,601	402,542
2	138,364	175,800	211,439	235,698	272,577	314,505	350,955	414,493
3	143,755	182,089	218,627	244,084	281,939	324,464	362,607	426,344
4	150,543	188,479	226,314	251,863	291,300	334,423	374,060	438,295
5	157,132	195,167	234,400	260,328	300,960	344,282	385,313	450,146
6	164,719	201,556	242,003	268,693	310,521	353,843	396,766	461,898
7	172,306	208,145	250,269	277,258	320,181	363,304	408,319	473,650
8	178,396	214,534	258,535	285,823	329,642	372,665	419,871	485,700
9	184,485	221,323	266,801	294,487	339,004	382,126	430,925	497,950
10	189,776	228,061	275,067	303,151	348,067	391,587	440,884	510,398
11	195,167	234,932	283,233	311,617	357,129	400,949	450,345	517,868
12	200,258	241,605	291,101	319,783	365,495	409,514	458,213	524,938
13	205,150	247,979	298,969	327,451	373,960	417,580	464,388	531,511
14	209,942	254,352	306,637	335,020	381,628	423,566	470,761	538,084
15	213,819	259,830	313,808	342,091	387,703	429,232	477,334	543,363
16	218,201	265,208	320,779	347,867	393,380	433,116	481,418	547,645
17	222,284	270,187	327,153	352,847	397,961	436,702	485,501	
18	226,467	275,266	333,128	357,428	402,443	440,586		
19	229,853	279,648	337,012	360,814	406,227	444,171		
20	232,741	284,030	340,996	364,300	409,514	447,756		
21	235,729	287,217	344,282	367,487	412,999			
22	238,020	289,707	346,971	370,275	416,385			
23	239,713	291,997	349,560	373,064	419,771			
24		293,591	351,851	375,354				
25		295,383	354,142	377,645				
26		297,076	356,133	380,135				
27		298,969	358,225	382,724				
28		300,662	360,316					
29			362,507					
30			364,698					

イ-A 医療職基本給表 (B)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額	7級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	219,825	242,087	272,378	308,529	340,597
2	151,242	177,996	226,713	249,275	280,744	317,791	351,951
3	156,832	186,382	234,500	256,563	289,209	327,750	363,503
4	162,623	195,666	241,688	263,315	297,475	337,908	374,856
5	168,812	201,257	248,876	270,785	306,040	347,867	386,409
6	176,898	207,147	255,547	278,453	314,604	357,528	398,160
7	185,284	213,037	262,718	286,122	322,771	366,989	410,211
8	193,969	219,626	269,988	293,890	331,037	376,251	421,464
9	199,061	226,514	277,258	301,757	338,606	385,911	432,419
10	204,252	234,201	284,827	309,724	345,975	395,671	442,876
11	209,543	241,388	292,296	317,293	353,444	405,430	453,134
12	214,933	247,979	299,765	324,762	360,714	414,593	461,998
13	220,524	255,249	307,035	331,833	368,184	422,958	469,766
14	226,314	262,419	314,007	338,606	375,354	431,523	477,434
15	232,204	269,590	320,779	345,378	382,823	439,689	485,102
16	237,322	276,760	327,153	351,851	389,795	447,358	491,974
17	242,900	284,030	333,427	358,125	396,368	454,927	496,655
18	248,377	291,101	339,303	364,300	402,244	462,595	500,838
19	254,153	297,873	345,079	370,275	406,924	469,467	504,622
20	259,431	304,745	350,855	375,653	410,908	474,048	
21	264,411	311,517	356,532	380,931	415,091	478,032	
22	269,390	317,492	362,009	385,811	418,875	481,517	
23	273,573	323,269	367,088	389,695	422,162		
24	277,955	329,045	371,869	392,982	424,651		
25	281,939	334,423	375,852	396,069			
26	286,022	338,307	379,139	399,256			
27	289,508	341,593	382,126	402,144			
28	292,595	344,481	384,915	404,534			
29	294,985	347,170	387,703				
30	297,076	349,262	390,392				
31	298,869	351,253	392,683				
32	300,761	353,146					
33	302,654	355,038					
34	304,546	357,129					
35	306,438	359,221					
36	308,330	361,412					
37	310,123	363,702					
38	312,214	365,893					
39	314,106						
40	316,098						
41	317,891						

別表第4-A 暫定指定職基本給表

号俸	基本給月額
	円
1	567,802
2	630,449
3	697,074
4	775,632
5	835,296
6	897,943
7	982,467
8	1,059,036
9	1,135,604
10	1,216,151
11	1,289,736

別表第1-Ⅱ-A 55歳を超える職員にかかる暫定一般職基本給表

ア-A 一般職基本給表 (一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	180,735	213,874	231,081	250,636	269,470	290,169	322,933	359,719	406,707
2	131,766	167,362	187,618	221,740	239,257	259,268	278,495	299,978	334,704	371,490	420,538
3	136,092	173,852	194,699	230,000	248,086	268,097	287,716	309,788	346,279	383,458	434,566
4	140,419	180,735	201,582	238,177	256,521	277,024	297,330	319,891	357,855	395,327	448,496
5	145,532	186,438	209,055	246,908	264,860	285,852	306,845	330,094	369,136	407,394	462,131
6	151,235	191,650	216,725	255,148	273,296	294,877	316,458	340,198	380,319	419,067	475,766
7	157,037	196,666	223,953	263,389	281,634	304,000	326,169	349,810	391,502	430,642	489,303
8	163,232	201,680	231,213	271,531	289,874	313,025	335,587	359,130	402,881	441,629	502,841
9	167,755	206,499	237,491	279,476	298,115	322,148	344,808	368,253	414,064	452,420	516,378
10	171,099	210,318	243,671	287,127	306,256	331,172	353,833	377,376	424,560	462,818	529,916
11	174,049	214,634	249,753	294,681	314,006	340,198	362,662	386,499	434,075	472,137	540,804
12	176,704	218,754	255,148	301,842	321,265	349,222	371,097	395,523	443,297	480,672	547,670
13	179,162	222,973	260,544	308,611	328,524	357,952	379,338	403,960	450,850	487,930	554,439
14	181,128	226,111	265,448	315,281	335,489	366,389	386,204	411,710	457,128	494,601	560,227
15	183,095	228,957	270,451	321,167	340,884	373,746	391,600	417,399	463,407	498,917	564,739
16	184,668	231,998	274,866	326,660	345,494	379,142	396,211	422,893	467,820		
17		234,842	278,789	330,191	349,418	384,046	400,330	426,620	472,039		
18		237,687	282,419	333,429	352,656	387,381	403,665	430,152	476,061		
19		239,453	285,558	336,372	355,402	390,815	407,295	433,978			
20			287,815	338,628	358,247	394,150	410,729	437,509			
21			289,580	340,786	360,700	397,485	414,161	441,040			
22			291,542	343,043	363,152	400,723	417,595				
23			293,405	345,201	365,604	404,058					
24			295,368	347,359	368,155	407,394					
25			297,231	349,713	370,608						
26			298,997	351,871	373,158						
27			300,861	354,127							
28			302,823	356,285							
29			304,687								
30			306,550								
31			308,414								
32			310,180								

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行)第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第2-Ⅱ-A 55歳を超える教員にかかる暫定教育職基本給表

ア-A 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	—	—	—	—
1	—	—	247,699	279,378	357,756
2	157,627	198,829	260,384	293,896	372,471
3	165,396	207,383	272,873	308,708	384,635
4	175,229	216,135	286,246	323,227	396,504
5	185,848	225,477	299,095	338,137	408,276
6	193,420	234,720	312,534	352,656	419,753
7	200,500	246,913	325,385	367,272	430,936
8	208,072	259,008	338,530	377,965	442,217
9	216,234	271,202	351,086	388,166	453,106
10	225,378	281,634	360,700	397,485	464,093
11	232,852	293,405	370,509	406,314	475,276
12	241,209	304,981	379,828	414,751	486,165
13	248,978	312,633	388,265	422,893	497,152
14	256,129	319,402	396,407	430,348	508,040
15	263,389	325,875	403,862	437,606	518,144
16	270,451	332,252	411,121	444,571	527,169
17	277,024	338,530	418,086	450,555	535,997
18	283,204	344,220	424,952	456,049	544,728
19	289,384	349,810	430,642	461,444	553,458
20	295,269	355,304	435,449	466,742	561,503
21	300,861	360,601	439,765	471,941	567,683
22	305,668	365,997	442,806	477,042	572,489
23	309,984	370,509	445,847	482,045	577,002
24	314,300	374,335	448,594	485,968	
25	317,734	377,180	451,635	489,206	
26	320,775	379,828	454,578	492,442	
27	323,718	382,673	457,619		
28	326,365	385,322	460,562		
29	328,524	388,069			
30	330,486	390,619			
31	332,546	393,365			
32	334,507	396,014			
33	336,470	398,859			
34	338,333	401,606			
35	340,295				
36	342,356				
37	344,416				
38	346,574				

注 4級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行)第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第3-Ⅱ-A 55歳を超える職員にかかる暫定医療職基本給表

ア-A 医療職基本給表 (A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	201,287	224,100	259,268	299,978	334,507	396,504
2	136,289	173,163	208,268	232,163	268,489	309,788	345,691	408,276
3	141,599	179,358	215,348	240,423	277,710	319,598	357,168	419,949
4	148,285	185,652	222,920	248,086	286,931	329,407	368,450	431,721
5	154,776	192,240	230,884	256,424	296,446	339,118	379,534	443,394
6	162,249	198,533	238,373	264,663	305,864	348,536	390,815	454,970
7	169,722	205,023	246,515	273,100	315,379	357,855	402,195	466,546
8	175,721	211,316	254,657	281,536	324,698	367,076	413,573	478,415
9	181,718	218,004	262,799	290,070	333,919	376,395	424,462	490,481
10	186,930	224,641	270,941	298,604	342,846	385,714	434,271	502,743
11	192,240	231,409	278,985	306,943	351,773	394,935	443,590	510,100
12	197,255	237,981	286,735	314,987	360,013	403,372	451,340	517,064
13	202,073	244,260	294,485	322,540	368,351	411,317	457,423	523,539
14	206,793	250,537	302,038	329,995	375,904	417,203	463,700	530,013
15	210,612	255,933	309,101	336,960	381,888	422,794	470,174	535,213
16	214,928	261,230	315,968	342,649	387,480	426,620	474,197	539,431
17	218,950	266,135	322,246	347,555	391,992	430,152	478,219	
18	223,070	271,138	328,132	352,067	396,407	433,978		
19	226,406	275,454	331,957	355,402	400,134	437,509		
20	229,250	279,770	335,882	358,836	403,372	441,040		
21	232,194	282,909	339,118	361,975	406,805			
22	234,450	285,362	341,767	364,721	410,140			
23	236,118	287,618	344,317	367,469	413,475			
24		289,188	346,574	369,724				
25		290,953	348,830	371,981				
26		292,620	350,792	374,433				
27		294,485	352,852	376,984				
28		296,153	354,912					
29			357,070					
30			359,228					

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行)第3項から第7項まで適用時のみ使用する。

イ－A 医療職基本給表 (B)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額	7級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	216,528	238,456	268,293	303,902	335,489
2	148,974	175,327	223,313	245,536	276,533	313,025	346,672
3	154,480	183,587	230,983	252,715	284,871	322,834	358,051
4	160,184	192,732	238,063	259,366	293,013	332,840	369,234
5	166,280	198,239	245,143	266,724	301,450	342,649	380,613
6	174,245	204,040	251,714	274,277	309,885	352,166	392,188
7	182,505	209,842	258,778	281,831	317,930	361,485	404,058
8	191,060	216,332	265,939	289,482	326,072	370,608	415,143
9	196,076	223,117	273,100	297,231	333,527	380,123	425,933
10	201,189	230,688	280,555	305,079	340,786	389,736	436,233
11	206,400	237,768	287,912	312,534	348,143	399,349	446,337
12	211,710	244,260	295,269	319,891	355,304	408,375	455,069
13	217,217	251,421	302,430	326,856	362,662	416,614	462,720
14	222,920	258,483	309,297	333,527	369,724	425,051	470,273
15	228,721	265,547	315,968	340,198	377,081	433,094	477,826
16	233,763	272,609	322,246	346,574	383,949	440,648	484,595
17	239,257	279,770	328,426	352,754	390,423	448,104	489,206
18	244,652	286,735	334,214	358,836	396,211	455,657	493,326
19	250,341	293,405	339,903	364,721	400,821	462,425	497,053
20	255,540	300,174	345,593	370,019	404,745	466,938	
21	260,445	306,845	351,185	375,218	408,865	470,862	
22	265,350	312,730	356,579	380,024	412,592	474,295	
23	269,470	318,420	361,582	383,850	415,830		
24	273,786	324,110	366,291	387,088	418,282		
25	277,710	329,407	370,215	390,128			
26	281,732	333,233	373,452	393,268			
27	285,166	336,470	376,395	396,112			
28	288,207	339,314	379,142	398,466			
29	290,561	341,963	381,888				
30	292,620	344,024	384,537				
31	294,386	345,985	386,793				
32	296,250	347,849					
33	298,115	349,713					
34	299,978	351,773					
35	301,842	353,833					
36	303,706	355,991					
37	305,472	358,247					
38	307,531	360,405					
39	309,395						
40	311,357						
41	313,123						

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行)第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第5（第24条関係）適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附属研究科及び附属研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額（第24条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,400円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,100円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,400円
10級	16,000円

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	5,900円
2級	7,400円
3級	8,400円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,400円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,100円

エ 教育職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
2級	11,200円

オ 医療職基本給表（A）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,600円
5級	10,500円
6級	11,200円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表（B）

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,300円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第6-A 暫定調整基本額

ア-A 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	5,087円。ただし、2号俸から16号俸まで5,100円
2級	6,484円。ただし、2号俸から9号俸まで6,500円
3級	8,479円。ただし、1号俸8,271円、2号俸から6号俸まで8,500円
4級	9,676円。ただし、1号俸から3号俸まで9,700円
5級	10,175円。ただし1号俸10,200円
6級	10,774円
7級	11,173円
8級	11,771円
9級	12,769円
10級	13,467円
11級	15,363円

イ-A 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	5,885円。ただし、2号俸5,409円、3号俸5,575円、4号俸5,746円、5号俸から18号俸まで5,900円
2級	7,382円。ただし、1号俸から9号俸まで7,400円
3級	7,980円
4級	8,579円
5級	9,078円
6級	10,175円

ウ-A 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,277円。ただし、2号俸から13号俸まで9,300円
2級	10,973円。ただし、2号俸から9号俸まで11,000円
3級	12,569円。ただし、1号俸から4号俸まで12,600円
4級	13,467円
5級	16,061円

エ-A 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,771円。ただし、1号俸9,153円、2号俸9,522円、3号俸9,904円、4号俸10,327円、5号俸10,746円、6号俸11,299円、7号俸及び8号俸11,800円

オ-A 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,085円。ただし、2号俸から14号俸まで6,100円
2級	7,980円。ただし、2号俸7,924円、3号俸から9号俸まで8,000円
3級	9,576円。ただし、1号俸9,211円、2号俸9,531円、3号俸から5号俸まで9,600円
4級	10,175円。ただし、1号俸から3号俸まで10,200円
5級	11,073円
6級	11,871円
7級	12,968円
8級	14,764円

カ-A 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	7,980円。ただし、2号俸6,817円、3号俸7,069円、4号俸7,330円、5号俸7,609円、6号俸7,974円、7号俸から15号俸まで8,000円
2級	9,876円。ただし、2号俸8,023円、3号俸8,401円、4号俸8,820円、5号俸9,072円、6号俸9,337円、7号俸9,603円、8号俸から11号俸まで9,900円
3級	10,175円。ただし、1号俸9,909円、2号俸から5号俸まで10,200円
4級	10,574円。ただし、1号俸から3号俸まで10,600円
5級	10,973円
6級	12,370円
7級	13,268円

別表第7 管理職手当額(第25条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額 (円)
一般職基本給表 (一)	8	Ⅱ種	94,000
	7	Ⅱ種	88,500
	6	Ⅱ種	83,100
		Ⅲ種	72,700
		Ⅳ種	62,300
	5	Ⅲ種	69,400
		Ⅳ種	59,500
教育職基本給表 (一)	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	80,200
		Ⅴ種	66,800
		Ⅵ種	42,800
	4	Ⅴ種	57,300
医療職基本給表 (A)	8	Ⅳ種	72,600
	7	Ⅳ種	65,700
	6	Ⅳ種	62,300
	5	Ⅳ種	58,900
医療職基本給表 (B)	7	Ⅱ種	88,300
		Ⅲ種	77,300
	6	Ⅱ種	86,700
		Ⅲ種	75,800
	5	Ⅱ種	79,000
		Ⅲ種	69,100
		Ⅳ種	59,200
	4	Ⅳ種	53,700

別表第7-Ⅱ 55歳を超える教職員にかかる管理職手当額

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額 (円)
一般職基本給表 (一)	8	Ⅱ種	92,590
	7	Ⅱ種	87,173
	6	Ⅱ種	81,854
		Ⅲ種	71,610
		Ⅳ種	61,366
教育職基本給表 (一)	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	78,997
		Ⅴ種	65,798
		Ⅵ種	42,158
医療職基本給表 (A)	8	Ⅳ種	71,511
	7	Ⅳ種	64,715
	6	Ⅳ種	61,366
医療職基本給表 (B)	7	Ⅱ種	86,976
		Ⅲ種	76,141
	6	Ⅱ種	85,400
		Ⅲ種	74,663

別表第8 医師等調整手当(第26条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者であって、国立大学法人大阪大学任期付寄附講座等教職員給与規程の適用を受ける者以外のもの(以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

- 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
- 賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
- 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
- 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - 源泉所得税
 - 住民税
 - 共済組合保険料
 - 雇用保険料
 - 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額及びこれらの給与に対する地域手当の月額、管理職手当並びに医師等調整手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第36条から第38条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職基本給表(別表第1)
 - ア 一般職基本給表(一)
 - イ 一般職基本給表(二)
- (2) 教育職基本給表(別表第2)
 - ア 教育職基本給表(一)
 - イ 教育職基本給表(二)
- (3) 医療職基本給表(別表第3)
 - ア 医療職基本給表(A)
 - イ 医療職基本給表(B)
- (4) 指定職基本給表(別表第4)

- 2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(昇給)

第14条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあつては、3号俸)とすることを

標準として、これを決定するものとする。

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第17条 教職員が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者の従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

- 第19条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
 - 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

- 第20条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下、次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。
- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

- 第21条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
 - 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

- 第22条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。
- 2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額額の100分の4.5を超えるときは、基本給月額額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額額の100分の25を超えるときは、基本給月額額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当及び第11条第4号に規定する指定職基本給表に定める指定職の基本給には、第38条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合（労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第40条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)に対しては、月額50,000円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額額は、前項第1号の扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については各6,500円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第27条 地域手当は、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

- 2 地域手当の月額額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第28条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
 - (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,100円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 6,500円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 8,900円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 11,300円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 13,700円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 16,100円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 18,500円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 20,900円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 21,800円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 22,700円
 - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 23,600円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 24,500円
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
 - (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。
- 3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 5 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第30条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第31条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する

作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第32条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第33条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1日につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第34条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	6,800円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	2,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,000円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第29条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかるとの総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第35条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(超過勤務手当)

第36条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第37条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第38条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第39条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第39条の2 第23条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第40条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第41条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第42条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)
- 3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第27条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。
(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)
- 4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第28条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)
- 5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)
- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(休職期間中の給与に関する経過措置)
- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第40条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。
(経過措置に係る支給日)
- 8 前5項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。
(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)
- 9 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)
- 10 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第23条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。
(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)
- 11 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者を含む。)については、第6条及び第14条第1項の規定は適用しないものとする。
(入試手当に関する特例)
- 12 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、当分の間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、当分の間、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当分の間、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第23条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。

(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)

- 10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
- 11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)
- 12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。
- 13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

(55歳を超える教職員の昇給に関する経過措置)
- 14 第14条第3項本文の規定にかかわらず、平成20年1月1日の昇給時期以降、当分の間、55歳(技能又は労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員(教員については、歯学部附属歯科技工士学校の教員に限る。)のうち、年度末年齢が60歳以下の者については、当該規定を適用せず、同条第1項及び第2項の規定に基づき、昇給を行うものとする。ただし、その場合、第2項中「4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)」とあるのは「2号俸」(平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては「1号俸」として、これを適用するものとする。

(地域手当に関する経過措置)
- 15 第27条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

(基本給の調整額に関する経過措置)
- 2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第23条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。

(管理職手当に関する経過措置)
- 3 第24条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員(以下「同一基本給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のものうち、相当区分等教職員(同日において占めていた職務区分(以下「旧職責区分」という。)に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区

- 分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員 同日にその者が受けていた管理職手当額
- (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員（旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。） 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員（施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(55歳を超える教職員の基本給月額等)
- 2 教職員（次の表の左欄に掲げる基本給表の適用を受け、かつその職務の級が同表の右欄に掲げる職務の級以上である者に限る。）が55歳に達した日以後における最初の4月1日以後に適用する基本給表は、次項に掲げる者を除き、別表第1-IIから別表第3-IIを適用する。

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
教育職基本給表（一）	5級
医療職基本給表（A）	6級
医療職基本給表（B）	6級

- 3 附則（平成18年4月1日施行）第4項の規定の適用を受ける者のうち、55歳を超えるものについては、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後、別表第1-Ⅱから別表第3-Ⅱまでに規定する基本給月額が、平成18年4月1日（以下「切替日（平成18年4月）」という。）の前日に受けていた職務の級及び号俸に対応する別表第1-Ⅱ-Aから別表第3-Ⅱ-Aまでに規定する55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額（その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。）に達しない場合には、同項の規定にかかわらず、当分の間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第7項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 4 切替日（平成18年4月）の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、当分の間、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 この附則の施行日以後に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当分の間、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額は、教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項中「基本給月額の100分の25」とあるのは「基本給月額と55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」として、これを適用する。
（降格又は降給された者（55歳を超える教職員に限る）に関する特例）
- 7 前4項の規定にかかわらず、切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該降格等が切替日（平成18年4月）の前日に行われたものとして、基本給、基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
（55歳を超える教職員の管理職手当額）
- 8 第24条の規定にかかわらず、第2項から第5項までの規定が適用される教職員に対する管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7-Ⅱに掲げる管理職手当額とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、附則（平成19年4月1日施行）第3項又は第5項の適用を受ける者にかかる管理職手当については、平成23年3月31日までの間、第3項第4号中「100分の25」とあるのは「100分の24.625」として、これを適用する。
（平成23年4月1日における号俸の調整）
- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 一般職基本給表（第11条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100		
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900		
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700		
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500		
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200			
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000			
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800			
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400			
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200			
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000			
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800			
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400			
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200			
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000			

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
70	204,200	253,800	284,500	315,600	
71	204,700	254,400	285,300	316,100	
72	205,300	255,000	286,100	316,600	
73	205,900	255,300	287,000	316,900	
74	206,600	255,700	287,800	317,400	
75	207,300	256,200	288,600	317,900	
76	208,100	256,700	289,400	318,400	
77	208,500	257,300	290,200	318,700	
78	209,200	257,800	290,800	319,100	
79	209,900	258,300	291,400	319,500	
80	210,600	258,800	292,000	319,900	
81	211,300	259,200	292,500	320,400	
82	212,000	259,500	293,100	320,800	
83	212,700	259,800	293,700	321,200	
84	213,400	260,100	294,300	321,600	
85	214,100	260,500	294,800	322,000	
86	214,800	260,900	295,400	322,400	
87	215,500	261,300	296,000	322,800	
88	216,200	261,700	296,600	323,200	
89	216,800	261,900	297,000	323,500	
90	217,400	262,300	297,500	323,900	
91	218,000	262,700	298,000	324,300	
92	218,600	263,100	298,500	324,700	
93	219,100	263,500	299,000	325,000	
94	219,600	263,900	299,500	325,400	
95	220,100	264,300	300,000	325,800	
96	220,600	264,700	300,500	326,200	
97	221,200	264,900	300,900	326,500	
98	221,700	265,200	301,400	326,900	
99	222,200	265,400	301,900	327,300	
100	222,700	265,700	302,400	327,700	
101	223,300	266,100	302,800	328,000	
102	223,900	266,300	303,200		
103	224,500	266,600	303,600		
104	225,100	266,900	304,000		
105	225,500	267,200	304,400		
106	226,000	267,500	304,800		
107	226,500	267,800	305,200		
108	227,000	268,100	305,600		
109	227,200	268,400	306,000		
110	227,600	268,700	306,400		
111	228,100	269,000	306,800		
112	228,600	269,300	307,200		
113	229,100	269,600	307,500		
114	229,600	269,900	307,900		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	230,100	270,200	308,300		
116	230,600	270,500	308,700		
117	231,000	270,800	309,000		
118	231,400	271,100	309,400		
119	231,800	271,400	309,800		
120	232,200	271,700	310,200		
121	232,600	271,900	310,500		
122		272,200	310,900		
123		272,500	311,300		
124		272,800	311,700		
125		272,900	311,900		
126		273,200	312,300		
127		273,500	312,700		
128		273,800	313,100		
129		273,900	313,300		
130		274,200	313,700		
131		274,500	314,100		
132		274,800	314,500		
133		274,900	314,700		
134		275,200			
135		275,500			
136		275,800			
137		275,900			

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,200
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,900
26	215,900	268,800	334,600	387,200	468,300
27	218,000	271,800	337,100	389,100	470,700
28	220,100	274,800	339,600	391,000	473,100
29	222,100	277,800	342,000	393,000	475,500
30	224,400	280,500	344,200	394,800	477,900
31	226,700	283,200	346,400	396,600	480,200
32	229,000	285,900	348,600	398,400	482,600
33	231,400	288,500	350,900	400,200	485,000
34	233,300	291,400	353,200	402,000	487,300
35	235,200	294,200	355,500	403,800	489,600
36	237,100	297,000	357,800	405,600	491,900
37	239,000	299,800	359,900	407,200	494,200
38	241,100	302,100	362,000	408,900	496,200
39	243,100	304,400	364,100	410,600	498,200
40	245,100	306,700	366,100	412,300	500,200
41	247,200	308,900	368,100	413,700	502,300
42	249,100	310,100	370,000	415,300	504,200
43	251,000	311,300	371,900	416,900	506,100
44	252,900	312,500	373,800	418,500	508,000
45	254,700	313,600	375,800	419,900	510,000
46	256,600	314,800	377,600	421,500	511,900
47	258,500	316,000	379,400	423,100	513,800
48	260,400	317,200	381,200	424,700	515,700
49	262,000	318,200	383,100	426,300	517,700
50	263,300	319,300	384,900	427,600	519,500
51	264,500	320,400	386,700	428,900	521,400
52	265,800	321,500	388,500	430,200	523,300
53	266,800	322,700	389,900	431,400	525,300
54	267,900	323,800	391,400	432,500	527,000

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	269,000	324,900	392,900	433,600	528,700
56	270,100	326,000	394,500	434,700	530,400
57	271,300	327,100	395,900	435,900	532,100
58	272,500	328,200	397,300	437,000	533,400
59	273,700	329,300	398,800	438,100	534,700
60	274,900	330,300	400,300	439,100	536,000
61	275,900	331,400	401,700	440,200	537,300
62	277,000	332,500	403,200	441,300	538,300
63	278,100	333,600	404,700	442,400	539,300
64	279,200	334,700	406,200	443,500	540,300
65	280,200	335,700	407,600	444,500	541,100
66	281,300	336,800	408,800	445,500	542,000
67	282,400	337,900	410,000	446,500	542,900
68	283,500	339,000	411,200	447,500	543,800
69	284,500	340,000	412,400	448,600	544,700
70	285,600	341,100	413,400	449,600	545,600
71	286,700	342,200	414,400	450,600	546,500
72	287,800	343,300	415,400	451,600	547,400
73	288,700	344,000	416,400	452,700	548,300
74	289,800	345,000	417,300	453,700	549,200
75	290,900	346,000	418,100	454,700	550,100
76	292,000	347,000	419,000	455,700	551,000
77	292,900	348,100	419,700	456,700	551,900
78	293,900	349,100	420,300	457,400	552,800
79	294,900	350,100	420,900	458,100	553,700
80	295,900	351,100	421,500	458,800	554,600
81	297,000	352,100	422,100	459,600	555,500
82	297,900	353,100	422,700	460,300	
83	298,800	354,100	423,300	461,000	
84	299,700	355,100	423,900	461,700	
85	300,600	356,000	424,400	462,200	
86	301,500	356,700	425,000	462,900	
87	302,400	357,400	425,600	463,600	
88	303,300	358,100	426,200	464,300	
89	303,900	358,900	426,700	464,800	
90	304,600	359,500	427,300	465,500	
91	305,300	360,100	427,900	466,100	
92	306,000	360,700	428,500	466,800	
93	306,700	361,300	428,900	467,300	
94	307,300	361,700	429,400	468,000	
95	307,900	362,200	429,900	468,700	
96	308,500	362,700	430,400	469,400	
97	309,200	363,300	431,000	469,900	
98	309,800	363,800	431,500	470,600	
99	310,400	364,300	432,000	471,300	
100	311,000	364,800	432,500	472,000	
101	311,600	365,300	433,100	472,500	
102	312,100	365,800	433,600		
103	312,600	366,300	434,100		
104	313,100	366,800	434,600		
105	313,600	367,400	435,200		
106	314,000	367,900	435,700		
107	314,400	368,400	436,200		
108	314,800	368,900	436,700		
109	315,200	369,500	437,300		
110	315,600	370,000	437,800		
111	316,000	370,500	438,300		
112	316,400	371,000	438,800		
113	316,700	371,600	439,400		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
114	317,100	372,100	439,900		
115	317,500	372,600	440,400		
116	317,900	373,100	440,900		
117	318,200	373,600	441,500		
118	318,600	374,100			
119	319,000	374,600			
120	319,400	375,100			
121	319,700	375,600			
122	320,100	376,100			
123	320,500	376,600			
124	320,900	377,100			
125	321,100	377,600			
126	321,500	378,100			
127	321,900	378,600			
128	322,300	379,100			
129	322,500	379,600			
130	322,900	380,100			
131	323,300	380,600			
132	323,700	381,100			
133	323,900	381,600			
134	324,300	382,100			
135	324,700	382,600			
136	325,100	383,100			
137	325,300	383,600			
138	325,600	384,100			
139	325,900	384,600			
140	326,200	385,100			
141	326,600	385,600			
142	326,900				
143	327,200				
144	327,500				
145	327,900				
146	328,200				
147	328,500				
148	328,800				
149	329,200				
150	329,500				
151	329,800				
152	330,000				
153	330,400				
154	330,700				
155	331,000				
156	331,300				
157	331,700				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	171,100	205,800	265,400
2	173,700	207,900	268,500
3	176,300	210,000	271,600
4	179,000	212,100	274,700
5	181,700	214,000	277,800
6	184,500	216,100	280,700
7	187,300	218,200	283,600
8	190,200	220,300	286,400
9	193,100	222,500	289,100
10	196,100	224,900	292,000
11	199,000	227,300	294,900
12	201,900	229,700	297,800
13	204,600	231,900	300,200
14	206,300	234,200	302,800
15	208,000	236,500	305,300
16	209,700	238,800	307,800
17	211,400	241,200	310,400
18	213,200	244,300	313,600
19	215,000	247,400	316,800
20	216,800	250,500	320,000
21	218,700	253,500	323,000
22	220,700	256,600	326,100
23	222,700	259,700	329,200
24	224,700	262,800	332,300
25	226,500	265,800	335,500
26	228,500	268,800	338,500
27	230,500	271,800	341,500
28	232,500	274,800	344,500
29	234,300	277,800	347,400
30	236,300	280,300	350,000
31	238,300	282,800	352,600
32	240,300	285,300	355,200
33	242,300	287,700	357,800
34	244,400	290,300	360,000
35	246,500	292,800	362,300
36	248,600	295,300	364,600
37	250,600	297,600	366,900
38	252,600	300,100	369,200
39	254,600	302,600	371,500
40	256,600	305,100	373,800
41	258,400	307,500	376,100
42	259,800	309,900	378,200
43	261,200	312,300	380,300
44	262,600	314,700	382,400
45	263,900	316,900	384,400
46	265,200	319,400	386,400
47	266,400	321,900	388,400
48	267,600	324,400	390,400
49	268,700	326,900	392,200
50	270,000	329,300	394,000
51	271,300	331,600	395,800
52	272,600	334,000	397,600
53	273,800	336,300	398,800
54	275,000	338,300	400,500
55	276,200	340,300	402,200

職務の級	1級	2級	3級
56	277,400	342,300	403,900
57	278,500	344,300	405,400
58	279,900	346,300	407,100
59	281,300	348,300	408,800
60	282,700	350,300	410,500
61	283,900	352,200	412,000
62	285,300	354,100	413,600
63	286,700	356,000	415,200
64	288,100	357,900	416,800
65	289,300	359,900	418,500
66	290,600	361,800	419,700
67	291,900	363,700	421,000
68	293,200	365,500	422,300
69	294,600	367,200	423,400
70	295,700	369,000	424,500
71	296,800	370,800	425,600
72	297,900	372,600	426,700
73	299,100	374,200	427,600
74	300,200	375,800	428,600
75	301,300	377,400	429,600
76	302,400	379,000	430,600
77	303,300	380,700	431,700
78	304,300	382,400	432,700
79	305,300	384,100	433,700
80	306,300	385,800	434,700
81	307,100	387,400	435,500
82	308,000	389,000	436,400
83	308,900	390,600	437,300
84	309,800	392,200	438,100
85	310,600	393,600	439,100
86	311,400	395,100	440,000
87	312,200	396,600	440,900
88	313,100	398,100	441,800
89	314,000	399,500	442,800
90	314,800	400,800	443,400
91	315,600	402,100	444,000
92	316,400	403,400	444,600
93	317,100	404,500	445,100
94	317,800	405,600	445,700
95	318,500	406,700	446,300
96	319,200	407,800	446,900
97	319,900	408,700	447,300
98	320,400	409,700	447,900
99	320,900	410,700	448,500
100	321,400	411,700	449,100
101	321,900	412,800	449,500
102	322,400	413,800	
103	322,900	414,800	
104	323,400	415,800	
105	323,900	416,600	
106	324,400	417,400	
107	324,900	418,300	
108	325,400	419,200	
109	325,800	420,200	
110	326,300	421,100	
111	326,800	422,000	
112	327,300	422,900	
113	327,700	423,900	
114	328,200	424,500	

職務の級	1級	2級	3級
115	328,700	425,100	
116	329,200	425,700	
117	329,600	426,200	
118	330,000	426,800	
119	330,500	427,400	
120	331,000	428,000	
121	331,300	428,400	
122	331,800	429,000	
123	332,300	429,600	
124	332,800	430,200	
125	333,000	430,600	
126	333,500		
127	334,000		
128	334,500		
129	334,800		
130	335,300		
131	335,800		
132	336,300		
133	336,600		
134	337,100		
135	337,600		
136	338,100		
137	338,400		
138	338,800		
139	339,200		
140	339,600		
141	340,100		

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（A）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	444,800
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	447,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	450,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	452,600
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	455,200
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	457,800
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	460,400
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	463,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600	465,700
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000	468,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400	470,800
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900	473,400
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200	476,000
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400	477,500
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600	478,900
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800	480,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900	482,000
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000	483,500
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	485,000
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200	486,500
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100	488,100
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700	489,600
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300	491,100
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900	492,600
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500	494,200
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800	495,700
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100	497,200
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400	498,700
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800	500,300
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100	501,500
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400	502,700
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600	503,900
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000	505,200
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300	506,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600	507,200
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900	508,200
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300	509,200
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700	
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300	
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100	
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900	
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700	
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300	
46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100	
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900	
48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700	
49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300	
50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100	
51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900	
52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700	
53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300	
54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200		
55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600		
57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200		
58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900		
59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600		
60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300		
61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800		
62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400		
63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100		
64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800		
65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300		
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900			
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600			
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300			
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800			
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400			
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000			
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600			
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300			
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900			
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500			
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100			
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800			
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400			
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000			
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600			
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300			
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900			
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500			
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100			
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800			
86		292,200	329,700	351,600				
87		292,500	330,000	352,000				
88		292,800	330,400	352,400				
89		293,200	330,900	352,900				
90		293,500	331,300	353,300				
91		293,800	331,700	353,700				
92		294,100	332,100	354,100				
93		294,500	332,600	354,600				
94		294,800	332,900	355,000				
95		295,100	333,300	355,400				
96		295,400	333,700	355,800				
97		295,800	333,900	356,300				
98		296,100	334,300	356,700				
99		296,400	334,700	357,100				
100		296,700	335,100	357,500				
101		297,100	335,300	358,000				
102		297,400	335,700	358,400				
103		297,700	336,100	358,800				
104		298,000	336,500	359,200				
105		298,300	336,700	359,700				
106			337,100					
107			337,500					
108			337,900					
109			338,100					
110			338,500					
111			338,900					
112			339,300					
113			339,500					

イ 医療職基本給表 (B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900		
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600		
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200		
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800		
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800		
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400		
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000		
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600		
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100		
94	283,600	318,200	353,600	372,900			
95	284,600	319,000	354,300	373,400			
96	285,600	319,800	355,000	373,900			
97	286,500	320,500	355,500	374,500			
98	287,300	321,200	356,000	375,000			
99	288,100	321,900	356,500	375,500			
100	289,000	322,600	357,000	376,000			
101	289,800	323,100	357,600	376,600			
102	290,600	323,700	358,100	377,100			
103	291,400	324,300	358,600	377,600			
104	292,200	324,900	359,100	378,100			
105	292,900	325,300	359,700	378,700			
106	293,400	325,800	360,200	379,200			
107	293,900	326,300	360,700	379,700			
108	294,400	326,800	361,200	380,200			
109	294,900	327,300	361,700	380,800			
110	295,300	327,700	362,200	381,300			
111	295,700	328,100	362,700	381,800			
112	296,100	328,500	363,200	382,300			
113	296,500	328,900	363,700	382,900			
114	296,900	329,300	364,200				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
115	297,300	329,700	364,700				
116	297,700	330,000	365,100				
117	298,000	330,300	365,500				
118	298,400	330,700	366,000				
119	298,800	331,100	366,500				
120	299,200	331,500	367,000				
121	299,500	331,700	367,400				
122	299,900	332,100	367,900				
123	300,300	332,500	368,400				
124	300,700	332,900	368,900				
125	300,900	333,100	369,300				
126	301,300	333,500					
127	301,700	333,900					
128	302,100	334,300					
129	302,300	334,600					
130	302,700	335,000					
131	303,100	335,400					
132	303,500	335,800					
133	303,700	336,100					
134	304,100	336,500					
135	304,500	336,900					
136	304,900	337,300					
137	305,100	337,600					
138	305,500	338,000					
139	305,900	338,400					
140	306,300	338,800					
141	306,500	339,100					
142	306,900	339,500					
143	307,300	339,900					
144	307,700	340,300					
145	307,900	340,600					
146	308,300	341,000					
147	308,700	341,400					
148	309,100	341,800					
149	309,300	342,100					
150	309,600	342,500					
151	309,900	342,900					
152	310,200	343,300					
153	310,600	343,600					
154	310,900						
155	311,200						
156	311,500						
157	311,900						
158	312,200						
159	312,500						
160	312,800						
161	313,200						
162	313,500						
163	313,800						
164	314,100						
165	314,500						
166	314,800						
167	315,100						
168	315,400						
169	315,800						

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

号俸	基本給月額
	円
1	724,000
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000

別表第1-Ⅱ 55歳を超える職員にかかる一般職基本給表

ア 一般職基本給表 (一)

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
2	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
3	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
4	322,588	368,390	414,193	468,860	533,378
5	324,853	370,656	416,458	471,815	536,530
6	326,922	373,118	418,822	474,869	538,992
7	329,089	375,581	421,186	477,922	541,455
8	331,256	378,043	423,550	480,976	543,917
9	333,521	380,604	425,816	483,931	546,380
10	335,688	383,264	428,081	486,984	548,251
11	337,855	385,923	430,347	490,038	550,024
12	340,022	388,583	432,514	493,091	551,896
13	341,992	391,144	434,681	496,046	553,669
14	344,061	393,409	436,651	498,410	555,146
15	346,129	395,675	438,621	500,774	556,624
16	348,198	398,039	440,591	503,138	558,101
17	350,168	400,304	442,561	505,601	559,579
18	352,138	402,373	444,334	507,078	560,761
19	354,108	404,441	446,107	508,556	561,943
20	355,979	406,510	447,880	510,033	563,125
21	358,048	408,578	449,653	511,215	564,307
22	359,919	410,548	451,130	512,693	
23	361,889	412,518	452,608	514,170	
24	363,859	414,488	454,085	515,648	
25	365,928	416,557	455,563	516,928	
26	367,898	418,133	456,942	518,110	
27	369,868	419,709	458,321	519,292	
28	371,838	421,285	459,601	520,474	
29	373,808	422,959	460,783	521,656	
30	375,679	424,240	461,571	522,543	
31	377,551	425,520	462,359	523,429	
32	379,324	426,801	463,147	524,316	
33	381,097	428,081	463,935	525,104	
34	382,771	429,362	464,723	525,990	
35	384,446	430,642	465,511	526,877	
36	386,120	431,824	466,299	527,763	
37	387,795	433,105	467,087	528,650	
38	388,977	433,991	467,875	529,536	
39	390,159	434,878	468,663	530,423	
40	391,341	435,764	469,451	531,309	
41	392,424	436,552	470,239	532,196	
42	393,606	437,340	470,929		
43	394,788	438,128	471,717		
44	395,970	438,916	472,505		
45	396,955	439,704	473,293		
46	397,645	440,492			
47	398,334	441,280			
48	399,024	442,068			
49	399,812	442,659			
50	400,501	443,447			
51	401,191	444,235			
52	401,880	445,023			
53	402,668	445,614			
54	403,358	446,402			
55	404,047	447,190			

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
56	404,737	447,978			
57	405,426	448,569			
58	406,116	449,357			
59	406,805	450,145			
60	407,495	450,933			
61	408,086	451,524			
62	408,775				
63	409,465				
64	410,154				
65	410,647				
66	411,238				
67	411,927				
68	412,617				
69	413,109				
70	413,799				
71	414,488				
72	415,178				
73	415,670				
74	416,360				
75	417,049				
76	417,739				
77	418,231				

別表第2-Ⅱ 55歳を超える教員にかかる教育職基本給表

ア 教育職基本給表 (一)

職務の級	5級
号俸	基本給月額
	円
加給金額	30,200
1	408,000
2	408,000
3	408,000
4	409,268
5	411,829
6	414,291
7	416,754
8	419,216
9	421,482
10	423,944
11	426,407
12	428,869
13	430,642
14	432,908
15	435,272
16	437,537
17	439,901
18	442,265
19	444,629
20	446,993
21	449,456
22	451,820
23	454,184
24	456,548
25	458,912
26	461,276
27	463,640
28	466,004
29	468,368
30	470,732
31	472,997
32	475,361
33	477,725
34	479,991
35	482,256
36	484,522
37	486,787
38	488,757
39	490,727
40	492,697
41	494,766
42	496,637
43	498,509
44	500,380
45	502,350
46	504,222
47	506,093
48	507,965
49	509,935
50	511,708
51	513,579
52	515,451
53	517,421
54	519,095

職務の級	5級
55	520,770
56	522,444
57	524,119
58	525,399
59	526,680
60	527,960
61	529,241
62	530,226
63	531,211
64	532,196
65	532,984
66	533,870
67	534,757
68	535,643
69	536,530
70	537,416
71	538,303
72	539,189
73	540,076
74	540,962
75	541,849
76	542,735
77	543,622
78	544,508
79	545,395
80	546,281
81	547,168

注 号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

別表第3-Ⅱ 55歳を超える職員にかかる医療職基本給表

ア 医療職基本給表 (A)

職務の級 号俸	6級	7級	8級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	328,700	375,200	444,800
2	328,700	375,200	444,800
3	328,700	375,200	444,800
4	330,172	377,551	445,811
5	332,339	380,112	448,372
6	334,506	382,771	450,933
7	336,673	385,431	453,494
8	338,840	388,090	456,055
9	340,810	390,651	458,715
10	342,977	393,015	461,177
11	345,144	395,379	463,738
12	347,311	397,842	466,299
13	349,084	400,107	468,860
14	351,054	402,274	470,338
15	353,024	404,441	471,717
16	354,994	406,608	473,194
17	356,964	408,677	474,770
18	359,033	410,745	476,248
19	361,003	412,814	477,725
20	363,071	414,882	479,203
21	364,943	416,754	480,779
22	367,011	418,330	482,256
23	369,080	419,906	483,734
24	371,148	421,482	485,211
25	373,020	423,058	486,787
26	374,891	424,338	488,265
27	376,763	425,619	489,742
28	378,634	426,899	491,220
29	380,407	428,278	492,796
30	382,180	429,559	493,978
31	383,953	430,839	495,160
32	385,726	432,021	496,342
33	387,302	433,400	497,622
34	388,583	434,681	498,607
35	389,863	435,961	499,592
36	391,144	437,242	500,577
37	392,227	438,621	501,562
38	393,409	439,409	
39	394,493	440,197	
40	395,675	440,985	
41	396,758	441,576	
42	397,546	442,364	
43	398,334	443,152	
44	399,122	443,940	
45	399,713	444,531	
46	400,403	445,319	
47	401,092	446,107	
48	401,782	446,895	
49	402,570	447,486	
50	403,259	448,274	
51	403,949	449,062	
52	404,638	449,850	
53	405,328	450,441	
54	406,017		
55	406,707		

職務の級	6級	7級	8級
56	407,396		
57	407,987		
58	408,677		
59	409,366		
60	410,056		
61	410,548		
62	411,139		
63	411,829		
64	412,518		
65	413,011		

イ 医療職基本給表 (B)

職務の級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	332,100	378,400
2	332,100	378,400
3	332,100	378,400
4	333,620	380,703
5	335,787	383,264
6	337,954	385,726
7	340,121	388,189
8	342,288	390,651
9	344,061	392,917
10	346,031	395,182
11	348,001	397,546
12	349,971	399,910
13	352,138	402,274
14	354,206	404,441
15	356,275	406,608
16	358,343	408,775
17	360,412	410,844
18	362,480	413,011
19	364,549	415,178
20	366,617	417,345
21	368,784	419,315
22	370,951	421,186
23	373,118	423,058
24	375,285	424,929
25	377,255	426,702
26	379,225	428,377
27	381,195	430,051
28	383,165	431,627
29	385,135	433,105
30	387,007	434,681
31	388,878	436,257
32	390,750	437,833
33	392,424	439,507
34	394,099	441,083
35	395,872	442,659
36	397,645	444,235
37	399,516	445,713
38	401,289	447,190
39	403,062	448,668
40	404,835	450,145
41	406,510	451,426
42	408,184	452,312
43	409,859	453,199
44	411,435	454,085
45	412,912	455,070
46	414,488	455,957
47	416,064	456,843
48	417,640	457,730
49	419,315	458,715
50	420,891	459,404
51	422,467	460,192
52	424,043	460,980
53	425,520	461,867
54	426,998	462,655
55	428,475	463,443

職務の級	6級	7級
56	429,953	464,231
57	431,233	465,117
58	432,120	
59	433,006	
60	433,893	
61	434,779	
62	435,666	
63	436,552	
64	437,439	
65	438,325	
66	439,113	
67	439,901	
68	440,689	
69	441,477	

イ-A 一般職基本給表 (二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	164,220	182,349	199,777	224,675	252,759
2	119,995	170,908	188,225	205,752	231,546	259,929
3	123,689	176,798	194,001	211,927	238,418	267,199
4	127,482	182,788	199,677	218,400	245,489	275,167
5	131,276	188,079	205,653	224,575	252,062	283,134
6	135,369	192,971	211,827	231,247	258,834	291,300
7	140,061	197,962	218,301	237,422	265,407	299,666
8	144,853	203,253	224,077	243,198	271,581	307,733
9	150,743	208,445	230,152	248,775	277,258	315,600
10	156,733	212,923	235,928	254,552	282,636	323,069
11	163,920	218,301	241,406	259,830	288,014	330,539
12	170,609	223,280	246,983	264,909	293,292	337,510
13	176,299	228,061	251,962	269,888	298,570	344,481
14	181,790	232,841	257,041	274,768	303,450	350,457
15	186,482	237,621	261,822	279,449	308,031	356,532
16	190,874	241,704	266,303	284,130	312,513	362,408
17	195,267	245,688	270,984	288,014	316,696	367,985
18	199,061	249,373	275,565	291,499	320,978	373,263
19	202,167	252,560	279,847	294,686	324,962	378,143
20	205,055	254,850	283,433	297,574	328,547	382,624
21	208,043	256,942	286,022	300,363	331,933	387,006
22	210,832	258,834	288,213	302,952	335,020	391,089
23	213,620	260,129	290,504	305,641	337,410	394,276
24	216,309	261,523	292,495	308,031	339,900	
25	218,600	263,116	294,487	310,422	342,091	
26	220,691	264,809	296,379	312,413	344,481	
27	222,782	266,403	298,172	314,505	346,672	
28	224,973	268,096	300,064	316,397		
29	226,866	269,590	301,857	318,588		
30	228,857	271,183	303,749	320,779		
31	230,750	272,777	305,542	322,771		
32	232,343	274,470				
33		275,963				

別表第2-A 暫定教育職基本給表

ア-A 教育職基本給表 (一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	—	—	—	—
1	—	—	251,471	283,632	363,204
2	160,027	201,856	264,349	298,371	378,143
3	167,914	210,541	277,028	313,409	390,492
4	177,897	219,426	290,605	328,149	402,542
5	188,678	228,910	303,649	343,286	414,493
6	196,365	238,294	317,293	358,026	426,145
7	203,553	250,673	330,340	372,864	437,498
8	211,240	262,952	343,685	383,720	448,951
9	219,526	275,331	356,432	394,077	460,006
10	228,810	285,922	366,192	403,538	471,160
11	236,397	297,873	376,151	412,501	482,513
12	244,882	309,625	385,612	421,066	493,568
13	252,769	317,393	394,177	429,332	504,722
14	260,029	324,265	402,443	436,901	515,776
15	267,399	330,837	410,012	444,270	526,034
16	274,569	337,311	417,381	451,341	535,196
17	281,242	343,685	424,452	457,416	544,159
18	287,516	349,461	431,423	462,993	553,023
19	293,790	355,137	437,200	468,471	561,886
20	299,765	360,714	442,080	473,849	570,053
21	305,442	366,092	446,461	479,127	576,327
22	310,322	371,570	449,549	484,306	581,207
23	314,704	376,151	452,636	489,385	585,788
24	319,086	380,035	455,425	493,368	
25	322,572	382,923	458,512	496,655	
26	325,659	385,612	461,500	499,941	
27	328,647	388,500	464,587		
28	331,335	391,189	467,575		
29	333,526	393,978			
30	335,518	396,567			
31	337,610	399,355			
32	339,601	402,044			
33	341,593	404,932			
34	343,485	407,721			
35	345,477				
36	347,569				
37	349,660				
38	351,851				

イ-A 教育職基本給表 (二)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	—	203,054	251,471
2	168,712	211,240	264,349
3	179,194	219,725	277,028
4	190,475	229,109	290,904
5	201,856	238,394	304,147
6	208,644	250,673	317,891
7	215,932	262,952	332,730
8	223,719	275,331	347,469
9	231,505	287,018	362,408
10	239,492	299,965	373,163
11	247,778	312,613	383,521
12	255,964	325,360	393,978
13	263,315	338,008	403,439
14	270,785	350,457	412,501
15	278,354	359,320	420,767
16	285,424	368,184	428,635
17	292,495	376,948	436,005
18	299,168	385,214	443,075
19	305,442	393,181	449,150
20	310,919	400,750	454,429
21	316,098	408,518	459,408
22	320,878	415,887	463,989
23	325,659	422,958	468,670
24	329,842	428,934	473,351
25	333,726	434,112	476,836
26	337,112	439,092	480,023
27	339,601	443,673	483,310
28	341,892	448,354	
29	344,382	453,034	
30	347,071	456,420	
31	349,660	459,508	
32	352,150	462,595	
33	354,540		
34	356,930		
35	359,519		
36	362,109		
37	364,598		

別表第3-A 暫定医療職基本給表
ア-A 医療職基本給表 (A)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額	7級 基本給月額	8級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	204,352	227,512	263,216	304,546	339,601	402,542
2	138,364	175,800	211,439	235,698	272,577	314,505	350,955	414,493
3	143,755	182,089	218,627	244,084	281,939	324,464	362,607	426,344
4	150,543	188,479	226,314	251,863	291,300	334,423	374,060	438,295
5	157,132	195,167	234,400	260,328	300,960	344,282	385,313	450,146
6	164,719	201,556	242,003	268,693	310,521	353,843	396,766	461,898
7	172,306	208,145	250,269	277,258	320,181	363,304	408,319	473,650
8	178,396	214,534	258,535	285,823	329,642	372,665	419,871	485,700
9	184,485	221,323	266,801	294,487	339,004	382,126	430,925	497,950
10	189,776	228,061	275,067	303,151	348,067	391,587	440,884	510,398
11	195,167	234,932	283,233	311,617	357,129	400,949	450,345	517,868
12	200,258	241,605	291,101	319,783	365,495	409,514	458,213	524,938
13	205,150	247,979	298,969	327,451	373,960	417,580	464,388	531,511
14	209,942	254,352	306,637	335,020	381,628	423,566	470,761	538,084
15	213,819	259,830	313,808	342,091	387,703	429,232	477,334	543,363
16	218,201	265,208	320,779	347,867	393,380	433,116	481,418	547,645
17	222,284	270,187	327,153	352,847	397,961	436,702	485,501	
18	226,467	275,266	333,128	357,428	402,443	440,586		
19	229,853	279,648	337,012	360,814	406,227	444,171		
20	232,741	284,030	340,996	364,300	409,514	447,756		
21	235,729	287,217	344,282	367,487	412,999			
22	238,020	289,707	346,971	370,275	416,385			
23	239,713	291,997	349,560	373,064	419,771			
24		293,591	351,851	375,354				
25		295,383	354,142	377,645				
26		297,076	356,133	380,135				
27		298,969	358,225	382,724				
28		300,662	360,316					
29			362,507					
30			364,698					

イ-A 医療職基本給表 (B)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額	7級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	219,825	242,087	272,378	308,529	340,597
2	151,242	177,996	226,713	249,275	280,744	317,791	351,951
3	156,832	186,382	234,500	256,563	289,209	327,750	363,503
4	162,623	195,666	241,688	263,315	297,475	337,908	374,856
5	168,812	201,257	248,876	270,785	306,040	347,867	386,409
6	176,898	207,147	255,547	278,453	314,604	357,528	398,160
7	185,284	213,037	262,718	286,122	322,771	366,989	410,211
8	193,969	219,626	269,988	293,890	331,037	376,251	421,464
9	199,061	226,514	277,258	301,757	338,606	385,911	432,419
10	204,252	234,201	284,827	309,724	345,975	395,671	442,876
11	209,543	241,388	292,296	317,293	353,444	405,430	453,134
12	214,933	247,979	299,765	324,762	360,714	414,593	461,998
13	220,524	255,249	307,035	331,833	368,184	422,958	469,766
14	226,314	262,419	314,007	338,606	375,354	431,523	477,434
15	232,204	269,590	320,779	345,378	382,823	439,689	485,102
16	237,322	276,760	327,153	351,851	389,795	447,358	491,974
17	242,900	284,030	333,427	358,125	396,368	454,927	496,655
18	248,377	291,101	339,303	364,300	402,244	462,595	500,838
19	254,153	297,873	345,079	370,275	406,924	469,467	504,622
20	259,431	304,745	350,855	375,653	410,908	474,048	
21	264,411	311,517	356,532	380,931	415,091	478,032	
22	269,390	317,492	362,009	385,811	418,875	481,517	
23	273,573	323,269	367,088	389,695	422,162		
24	277,955	329,045	371,869	392,982	424,651		
25	281,939	334,423	375,852	396,069			
26	286,022	338,307	379,139	399,256			
27	289,508	341,593	382,126	402,144			
28	292,595	344,481	384,915	404,534			
29	294,985	347,170	387,703				
30	297,076	349,262	390,392				
31	298,869	351,253	392,683				
32	300,761	353,146					
33	302,654	355,038					
34	304,546	357,129					
35	306,438	359,221					
36	308,330	361,412					
37	310,123	363,702					
38	312,214	365,893					
39	314,106						
40	316,098						
41	317,891						

別表第4-A 暫定指定職基本給表

号俸	基本給月額
	円
1	567,802
2	630,449
3	697,074
4	775,632
5	835,296
6	897,943
7	982,467
8	1,059,036
9	1,135,604
10	1,216,151
11	1,289,736

別表第1-Ⅱ-A 55歳を超える職員にかかる暫定一般職基本給表

ア-A 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	180,735	213,874	231,081	250,636	269,470	290,169	322,933	359,719	406,707
2	131,766	167,362	187,618	221,740	239,257	259,268	278,495	299,978	334,704	371,490	420,538
3	136,092	173,852	194,699	230,000	248,086	268,097	287,716	309,788	346,279	383,458	434,566
4	140,419	180,735	201,582	238,177	256,521	277,024	297,330	319,891	357,855	395,327	448,496
5	145,532	186,438	209,055	246,908	264,860	285,852	306,845	330,094	369,136	407,394	462,131
6	151,235	191,650	216,725	255,148	273,296	294,877	316,458	340,198	380,319	419,067	475,766
7	157,037	196,666	223,953	263,389	281,634	304,000	326,169	349,810	391,502	430,642	489,303
8	163,232	201,680	231,213	271,531	289,874	313,025	335,587	359,130	402,881	441,629	502,841
9	167,755	206,499	237,491	279,476	298,115	322,148	344,808	368,253	414,064	452,420	516,378
10	171,099	210,318	243,671	287,127	306,256	331,172	353,833	377,376	424,560	462,818	529,916
11	174,049	214,634	249,753	294,681	314,006	340,198	362,662	386,499	434,075	472,137	540,804
12	176,704	218,754	255,148	301,842	321,265	349,222	371,097	395,523	443,297	480,672	547,670
13	179,162	222,973	260,544	308,611	328,524	357,952	379,338	403,960	450,850	487,930	554,439
14	181,128	226,111	265,448	315,281	335,489	366,389	386,204	411,710	457,128	494,601	560,227
15	183,095	228,957	270,451	321,167	340,884	373,746	391,600	417,399	463,407	498,917	564,739
16	184,668	231,998	274,866	326,660	345,494	379,142	396,211	422,893	467,820		
17		234,842	278,789	330,191	349,418	384,046	400,330	426,620	472,039		
18		237,687	282,419	333,429	352,656	387,381	403,665	430,152	476,061		
19		239,453	285,558	336,372	355,402	390,815	407,295	433,978			
20			287,815	338,628	358,247	394,150	410,729	437,509			
21			289,580	340,786	360,700	397,485	414,161	441,040			
22			291,542	343,043	363,152	400,723	417,595				
23			293,405	345,201	365,604	404,058					
24			295,368	347,359	368,155	407,394					
25			297,231	349,713	370,608						
26			298,997	351,871	373,158						
27			300,861	354,127							
28			302,823	356,285							
29			304,687								
30			306,550								
31			308,414								
32			310,180								

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行)第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第2-Ⅱ-A 55歳を超える教員にかかる暫定教育職基本給表

ア-A 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	—	—	—	—
1	—	—	247,699	279,378	357,756
2	157,627	198,829	260,384	293,896	372,471
3	165,396	207,383	272,873	308,708	384,635
4	175,229	216,135	286,246	323,227	396,504
5	185,848	225,477	299,095	338,137	408,276
6	193,420	234,720	312,534	352,656	419,753
7	200,500	246,913	325,385	367,272	430,936
8	208,072	259,008	338,530	377,965	442,217
9	216,234	271,202	351,086	388,166	453,106
10	225,378	281,634	360,700	397,485	464,093
11	232,852	293,405	370,509	406,314	475,276
12	241,209	304,981	379,828	414,751	486,165
13	248,978	312,633	388,265	422,893	497,152
14	256,129	319,402	396,407	430,348	508,040
15	263,389	325,875	403,862	437,606	518,144
16	270,451	332,252	411,121	444,571	527,169
17	277,024	338,530	418,086	450,555	535,997
18	283,204	344,220	424,952	456,049	544,728
19	289,384	349,810	430,642	461,444	553,458
20	295,269	355,304	435,449	466,742	561,503
21	300,861	360,601	439,765	471,941	567,683
22	305,668	365,997	442,806	477,042	572,489
23	309,984	370,509	445,847	482,045	577,002
24	314,300	374,335	448,594	485,968	
25	317,734	377,180	451,635	489,206	
26	320,775	379,828	454,578	492,442	
27	323,718	382,673	457,619		
28	326,365	385,322	460,562		
29	328,524	388,069			
30	330,486	390,619			
31	332,546	393,365			
32	334,507	396,014			
33	336,470	398,859			
34	338,333	401,606			
35	340,295				
36	342,356				
37	344,416				
38	346,574				

注 4級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行)第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第3-Ⅱ-A 55歳を超える職員にかかる暫定医療職基本給表

ア-A 医療職基本給表 (A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	201,287	224,100	259,268	299,978	334,507	396,504
2	136,289	173,163	208,268	232,163	268,489	309,788	345,691	408,276
3	141,599	179,358	215,348	240,423	277,710	319,598	357,168	419,949
4	148,285	185,652	222,920	248,086	286,931	329,407	368,450	431,721
5	154,776	192,240	230,884	256,424	296,446	339,118	379,534	443,394
6	162,249	198,533	238,373	264,663	305,864	348,536	390,815	454,970
7	169,722	205,023	246,515	273,100	315,379	357,855	402,195	466,546
8	175,721	211,316	254,657	281,536	324,698	367,076	413,573	478,415
9	181,718	218,004	262,799	290,070	333,919	376,395	424,462	490,481
10	186,930	224,641	270,941	298,604	342,846	385,714	434,271	502,743
11	192,240	231,409	278,985	306,943	351,773	394,935	443,590	510,100
12	197,255	237,981	286,735	314,987	360,013	403,372	451,340	517,064
13	202,073	244,260	294,485	322,540	368,351	411,317	457,423	523,539
14	206,793	250,537	302,038	329,995	375,904	417,203	463,700	530,013
15	210,612	255,933	309,101	336,960	381,888	422,794	470,174	535,213
16	214,928	261,230	315,968	342,649	387,480	426,620	474,197	539,431
17	218,950	266,135	322,246	347,555	391,992	430,152	478,219	
18	223,070	271,138	328,132	352,067	396,407	433,978		
19	226,406	275,454	331,957	355,402	400,134	437,509		
20	229,250	279,770	335,882	358,836	403,372	441,040		
21	232,194	282,909	339,118	361,975	406,805			
22	234,450	285,362	341,767	364,721	410,140			
23	236,118	287,618	344,317	367,469	413,475			
24		289,188	346,574	369,724				
25		290,953	348,830	371,981				
26		292,620	350,792	374,433				
27		294,485	352,852	376,984				
28		296,153	354,912					
29			357,070					
30			359,228					

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行)第3項から第7項まで適用時のみ使用する。

イ－A 医療職基本給表 (B)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額	7級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	216,528	238,456	268,293	303,902	335,489
2	148,974	175,327	223,313	245,536	276,533	313,025	346,672
3	154,480	183,587	230,983	252,715	284,871	322,834	358,051
4	160,184	192,732	238,063	259,366	293,013	332,840	369,234
5	166,280	198,239	245,143	266,724	301,450	342,649	380,613
6	174,245	204,040	251,714	274,277	309,885	352,166	392,188
7	182,505	209,842	258,778	281,831	317,930	361,485	404,058
8	191,060	216,332	265,939	289,482	326,072	370,608	415,143
9	196,076	223,117	273,100	297,231	333,527	380,123	425,933
10	201,189	230,688	280,555	305,079	340,786	389,736	436,233
11	206,400	237,768	287,912	312,534	348,143	399,349	446,337
12	211,710	244,260	295,269	319,891	355,304	408,375	455,069
13	217,217	251,421	302,430	326,856	362,662	416,614	462,720
14	222,920	258,483	309,297	333,527	369,724	425,051	470,273
15	228,721	265,547	315,968	340,198	377,081	433,094	477,826
16	233,763	272,609	322,246	346,574	383,949	440,648	484,595
17	239,257	279,770	328,426	352,754	390,423	448,104	489,206
18	244,652	286,735	334,214	358,836	396,211	455,657	493,326
19	250,341	293,405	339,903	364,721	400,821	462,425	497,053
20	255,540	300,174	345,593	370,019	404,745	466,938	
21	260,445	306,845	351,185	375,218	408,865	470,862	
22	265,350	312,730	356,579	380,024	412,592	474,295	
23	269,470	318,420	361,582	383,850	415,830		
24	273,786	324,110	366,291	387,088	418,282		
25	277,710	329,407	370,215	390,128			
26	281,732	333,233	373,452	393,268			
27	285,166	336,470	376,395	396,112			
28	288,207	339,314	379,142	398,466			
29	290,561	341,963	381,888				
30	292,620	344,024	384,537				
31	294,386	345,985	386,793				
32	296,250	347,849					
33	298,115	349,713					
34	299,978	351,773					
35	301,842	353,833					
36	303,706	355,991					
37	305,472	358,247					
38	307,531	360,405					
39	309,395						
40	311,357						
41	313,123						

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行)第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第5（第23条関係）適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額（第23条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,400円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,100円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,400円
10級	16,000円

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	5,900円
2級	7,400円
3級	8,400円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,400円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,100円

エ 教育職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
2級	11,200円

オ 医療職基本給表（A）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,600円
5級	10,500円
6級	11,200円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表（B）

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,300円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第6-A 暫定調整基本額

ア-A 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	5,087円。ただし、2号俸から16号俸まで5,100円
2級	6,484円。ただし、2号俸から9号俸まで6,500円
3級	8,479円。ただし、1号俸8,271円、2号俸から6号俸まで8,500円
4級	9,676円。ただし、1号俸から3号俸まで9,700円
5級	10,175円。ただし1号俸10,200円
6級	10,774円
7級	11,173円
8級	11,771円
9級	12,769円
10級	13,467円
11級	15,363円

イ-A 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	5,885円。ただし、2号俸5,409円、3号俸5,575円、4号俸5,746円、5号俸から18号俸まで5,900円
2級	7,382円。ただし、1号俸から9号俸まで7,400円
3級	7,980円
4級	8,579円
5級	9,078円
6級	10,175円

ウ-A 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,277円。ただし、2号俸から13号俸まで9,300円
2級	10,973円。ただし、2号俸から9号俸まで11,000円
3級	12,569円。ただし、1号俸から4号俸まで12,600円
4級	13,467円
5級	16,061円

エ-A 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,771円。ただし、1号俸9,153円、2号俸9,522円、3号俸9,904円、4号俸10,327円、5号俸10,746円、6号俸11,299円、7号俸及び8号俸11,800円

オ-A 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,085円。ただし、2号俸から14号俸まで6,100円
2級	7,980円。ただし、2号俸7,924円、3号俸から9号俸まで8,000円
3級	9,576円。ただし、1号俸9,211円、2号俸9,531円、3号俸から5号俸まで9,600円
4級	10,175円。ただし、1号俸から3号俸まで10,200円
5級	11,073円
6級	11,871円
7級	12,968円
8級	14,764円

カ-A 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	7,980円。ただし、2号俸6,817円、3号俸7,069円、4号俸7,330円、5号俸7,609円、6号俸7,974円、7号俸から15号俸まで8,000円
2級	9,876円。ただし、2号俸8,023円、3号俸8,401円、4号俸8,820円、5号俸9,072円、6号俸9,337円、7号俸9,603円、8号俸から11号俸まで9,900円
3級	10,175円。ただし、1号俸9,909円、2号俸から5号俸まで10,200円
4級	10,574円。ただし、1号俸から3号俸まで10,600円
5級	10,973円
6級	12,370円
7級	13,268円

別表第7 管理職手当額(第25条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額 (円)
一般職基本給表 (一)	8	Ⅱ種	94,000
	7	Ⅱ種	88,500
	6	Ⅱ種	83,100
		Ⅲ種	72,700
		Ⅳ種	62,300
	5	Ⅲ種	69,400
		Ⅳ種	59,500
教育職基本給表 (一)	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	80,200
		Ⅴ種	66,800
		Ⅵ種	42,800
	4	Ⅴ種	57,300
医療職基本給表 (A)	8	Ⅳ種	72,600
	7	Ⅳ種	65,700
	6	Ⅳ種	62,300
	5	Ⅳ種	58,900
医療職基本給表 (B)	7	Ⅱ種	88,300
		Ⅲ種	77,300
	6	Ⅱ種	86,700
		Ⅲ種	75,800
	5	Ⅱ種	79,000
		Ⅲ種	69,100
		Ⅳ種	59,200
	4	Ⅳ種	53,700

別表第7-Ⅱ 55歳を超える教職員にかかる管理職手当額

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額 (円)
一般職基本給表 (一)	8	Ⅱ種	92,590
	7	Ⅱ種	87,173
	6	Ⅱ種	81,854
		Ⅲ種	71,610
		Ⅳ種	61,366
教育職基本給表 (一)	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	78,997
		Ⅴ種	65,798
		Ⅵ種	42,158
医療職基本給表 (A)	8	Ⅳ種	71,511
	7	Ⅳ種	64,715
	6	Ⅳ種	61,366
医療職基本給表 (B)	7	Ⅱ種	86,976
		Ⅲ種	76,141
	6	Ⅱ種	85,400
		Ⅲ種	74,663

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0

国立大学法人大阪大学任期付寄附講座等教職員給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者であつて、寄附講座若しくは寄附研究部門に所属する教員又は大学が必要と認めた教職員(以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 教職員の給与は、基本年俸及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

3 諸手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があつた場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。

(1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、教職員となった者又は退職し、若しくは解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第17条から第19条まで及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、爆発物取扱等作業手

当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額）を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第17条から19条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給)

第10条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める号数に基づき、これを支給する。

(基本年俸の種類等)

第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付寄附講座等教員等基本年俸表（別表第1）
 - (2) 任期付特任職員基本年俸表（別表第2）
 - (3) 任期付特任技術職員（医療）基本年俸表（別表第3）
- 2 前項の基本年俸表に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。
- 3 その職務の特殊性にかんがみ基本年俸額を調整する必要がある職の範囲については、別表第4に定める。

(年俸額等の決定)

第12条 教職員の基本年俸は、労働契約締結時におけるその者の職務内容、学歴、免許、資格又は教育研究その他の職務に係る経験等を考慮して、これに適用すべき号数及びその区分を決定する。

2 前項の号数及びその区分は、前年度の評価結果に基づき、これを変更することがある。

3 前2項の規定により、号数を決定又は変更した場合には、原則として基本年俸表に定める標準の区分を適用する。

4 前3項の規定にかかわらず、労働契約の期間中は、基本年俸表に定める年俸額に増減があった場合においても、労働契約の更新時を除き、原則として契約時の基本年俸表を適用するものとする。

第3章 諸手当

(爆発物取扱等作業手当)

第13条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち任期付特任職員基本年俸表の適用を受ける職員が高压ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第14条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち任期付特任職員基本年俸表の適用を受ける職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 任期付特任職員基本年俸表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第15条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 特任診療放射線技師又は特任診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられている特任エックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。
(異常圧力内作業手当)

第16条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第16条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、任期付寄附講座等教員基本年俸表の適用者であって医師免許証を有するもの(大学の定める者に限る。)が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(超過勤務手当)

第17条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間(次条に定める休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第18条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第19条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第20条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第20条の2 第11条第3項の規定により基本年俸額を調整する必要がある教職員(別表第4第4号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

第4章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第21条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

- 2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。
- 3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の100の範

围内で、給与を支給することができる。

- 5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第22条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第23条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第24条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前々日において、その同意に基づき、法人化前の大阪大学が給与の口座振込を行っていた者については、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第12条及び基本年俸表の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

(入試手当に関する特例)

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。

(平成17年3月31日以前に採用された教員についての経過措置)

- 3 第12条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日以前に採用された教員については、労働契約の期間中であっても、改正後の基本年俸表を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成17年7月25日から施行する。

(国立大学法人大阪大学休職者給与の支給基準の一部改正)

- 2 国立大学法人大阪大学休職者給与の支給基準(平成16年4月14日制定)の一部を次のように改正する。
第1条中「第16条」を「第17条」に改める。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

別表第1 任期付寄附講座等教員等基本年俸表(第11条関係)

号 数	区 分	基本年俸額 (円)
1	(+2)	20,208,000
	(+1)	19,464,000
	標準	18,720,000
	(-1)	17,976,000
2	(+2)	17,322,000
	(+1)	16,626,000
	標準	15,930,000
	(-1)	15,234,000
3	(+2)	14,616,000
	(+1)	13,968,000
	標準	13,320,000
	(-1)	12,672,000
4	(+2)	11,674,500
	(+1)	11,313,600
	標準	10,952,700
	(-1)	10,591,800
5	(+2)	10,350,900
	(+1)	10,050,000
	標準	9,749,100
	(-1)	9,448,200
6	(+2)	9,236,100
	(+1)	8,981,100
	標準	8,726,100
	(-1)	8,471,100
7	(+2)	8,273,400
	(+1)	8,048,400
	標準	7,823,400
	(-1)	7,598,400
8	(+2)	7,461,900
	(+1)	7,281,600
	標準	7,101,300
	(-1)	6,921,000
9	(+2)	6,679,500
	(+1)	6,499,200
	標準	6,318,900
	(-1)	6,138,600
10	(+2)	6,036,000
	(+1)	5,885,100
	標準	5,734,200
	(-1)	5,583,300
11	(+2)	5,505,900
	(+1)	5,393,700
	標準	5,281,500
	(-1)	5,169,300
12	(+2)	5,053,200
	(+1)	4,941,000
	標準	4,828,800
	(-1)	4,716,600
13	(+2)	4,647,300
	(+1)	4,557,000
	標準	4,466,700

	(-1)	4,376,400
--	------	-----------

別表第2 任期付特任職員基本年俸表(第11条関係)

号 数	区 分	基 本 年 俸 額 (円)		
		大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設勤務者	標 準	調 整 1
1	(+2)	11,173,200	12,237,900	12,358,500
	(+1)	10,841,700	11,876,100	11,996,700
	標準	10,510,200	11,514,300	11,634,900
	(-1)	10,178,700	11,152,500	11,273,100
2	(+2)	9,984,600	10,934,100	11,058,300
	(+1)	9,648,300	10,566,900	10,691,100
	標準	9,312,000	10,199,700	10,323,900
	(-1)	8,975,700	9,832,500	9,956,700
3	(+2)	8,810,100	9,645,300	9,770,700
	(+1)	8,559,300	9,370,200	9,495,600
	標準	8,308,500	9,095,100	9,220,500
	(-1)	8,057,700	8,820,000	8,945,400
4	(+2)	7,821,000	8,561,700	8,668,200
	(+1)	7,582,800	8,298,900	8,405,400
	標準	7,344,600	8,036,100	8,142,600
	(-1)	7,106,400	7,773,300	7,879,800
5	(+2)	6,934,200	7,583,400	7,707,600
	(+1)	6,729,300	7,360,500	7,484,700
	標準	6,524,400	7,137,600	7,261,800
	(-1)	6,319,500	6,914,700	7,038,900
6	(+2)	6,202,200	6,780,600	6,906,000
	(+1)	6,043,500	6,606,600	6,732,000
	標準	5,884,800	6,432,600	6,558,000
	(-1)	5,726,100	6,258,600	6,384,000
7	(+2)	5,477,100	5,985,000	6,110,400
	(+1)	5,275,500	5,765,100	5,890,500
	標準	5,073,900	5,545,200	5,670,600
	(-1)	4,872,300	5,325,300	5,450,700
8	(+2)	4,804,200	5,250,900	5,367,000
	(+1)	4,672,800	5,104,200	5,217,300
	標準	4,541,400	4,957,500	5,067,600
	(-1)	4,410,000	4,810,800	4,917,900
9	(+2)	4,278,000	4,669,200	4,777,200
	(+1)	4,149,600	4,528,800	4,636,800
	標準	4,021,200	4,388,400	4,496,400
	(-1)	3,892,800	4,248,000	4,356,000
10	(+2)	3,767,100	4,112,400	4,231,800
	(+1)	3,644,700	3,978,000	4,091,400
	標準	3,522,300	3,843,600	3,951,000
	(-1)	3,399,900	3,709,200	3,810,600
11	(+2)	3,291,900	3,592,500	3,687,900
	(+1)	3,179,100	3,467,100	3,556,500
	標準	3,066,300	3,341,700	3,425,100
	(-1)	2,953,500	3,216,300	3,293,700

別表第3 任期付特任技術職員（医療）基本年俸表（第11条関係）

号数	区分	基本年俸額(円)		
		標準	調整1	調整2
1	(+2)	6,442,800	6,564,300	6,686,700
	(+1)	6,259,200	6,380,700	6,503,100
	標準	6,075,600	6,197,100	6,319,500
	(-1)	5,892,000	6,013,500	6,135,900
2	(+2)	5,733,900	5,855,400	5,978,400
	(+1)	5,564,400	5,685,900	5,808,600
	標準	5,394,900	5,516,400	5,638,800
	(-1)	5,225,400	5,346,900	5,469,000
3	(+2)	5,134,800	5,245,800	5,357,700
	(+1)	5,004,900	5,111,400	5,218,200
	標準	4,875,000	4,977,000	5,078,700
	(-1)	4,745,100	4,842,600	4,939,200
4	(+2)	4,636,500	4,738,500	4,839,900
	(+1)	4,518,600	4,620,300	4,722,000
	標準	4,400,700	4,502,100	4,604,100
	(-1)	4,282,800	4,383,900	4,486,200
5	(+2)	4,215,900	4,317,600	4,419,600
	(+1)	4,124,400	4,226,100	4,328,100
	標準	4,032,900	4,134,600	4,236,600
	(-1)	3,941,400	4,043,100	4,145,100
6	(+2)	3,853,800	3,956,400	4,057,800
	(+1)	3,765,300	3,867,900	3,969,300
	標準	3,676,800	3,779,400	3,880,800
	(-1)	3,588,300	3,690,900	3,792,300
7	(+2)	3,561,300	3,663,300	3,765,300
	(+1)	3,504,600	3,606,600	3,707,700
	標準	3,447,900	3,549,900	3,650,100
	(-1)	3,391,200	3,493,200	3,592,500
8	(+2)	3,347,700	3,436,800	3,525,900
	(+1)	3,298,800	3,382,200	3,464,700
	標準	3,249,900	3,327,600	3,403,500
	(-1)	3,201,000	3,273,000	3,342,300
9	(+2)	3,122,700	3,199,800	3,276,000
	(+1)	3,059,400	3,135,600	3,212,400
	標準	2,996,100	3,071,400	3,148,800
	(-1)	2,932,800	3,007,200	3,085,200

別表第4 適用区分表 (第11条関係)

勤務箇所	教職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1) に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (2) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (3) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2
	(4) 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (5) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に勤務する職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第19条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 職員の給与は、基本年俸及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給(1週当たりの勤務時間数が35時間に満たない者については、月額基本給に、その者の1週当たりの勤務時間数を35で除して得た数を乗じて得た額とする。以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 前項に規定する基本給に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の基本給とする。

3 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

4 諸手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 全国健康保険協会管掌健康保険料

(4) 厚生年金保険料

(5) 雇用保険料

(6) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの。

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、職員となった者又は退職し、若しくは解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から大阪大学任期付嘱託職員等の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第19条から第21条まで及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給を1か月当たりの平均所定労働時間数

で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額）を前項に定める額に加算した額とする。

（端数計算）

- 第8条 第19条から第21条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

- 第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

（基本年俸の支給）

- 第10条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める号数に基づき、これを支給する。

（基本年俸の種類等）

- 第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付嘱託職員基本年俸表（別表第1）
 - (2) 特例任期付嘱託職員基本年俸表（別表第2）
- 2 前項の基本年俸表に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。
- 3 その職務の特殊性にかんがみ基本年俸額を調整する必要のある職の範囲については、別表第3に定める。

（年俸額等の決定）

- 第12条 職員の基本年俸は、再雇用選考委員会において、これに適用すべき号数及びその区分を決定する。

- 2 前項の号数及びその区分は、前年度の評価結果に基づき、これを変更することがある。
- 3 前2項の規定により、号数を決定又は変更した場合には、原則として基本年俸表に定める標準の区分を適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、労働契約の期間中は、基本年俸表に定める年俸額に増減があつた場合においても、労働契約の更新時を除き、原則として契約時の基本年俸表を適用するものとする。

第3章 諸手当

（高所作業手当）

- 第13条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円（当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円）とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

（爆発物取扱等作業手当）

- 第14条 爆発物取扱等作業手当は、職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

（死体処理手当）

- 第15条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

（放射線取扱手当）

- 第16条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第17条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護手当)

第18条 夜間看護手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	6,800円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	2,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,000円

(超過勤務手当)

第19条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の125)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の超過勤務が1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合には、その超えた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて超過勤務を命じられた時間(次条に定める休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第20条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第21条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。))。

(宿日直手当)

第22条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

第4章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第23条 職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第10条第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間

中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

- 2 前項に規定する場合を除き、職員が就業規則第10条第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第10条第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。
- 3 職員が就業規則第10条第3号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の70(就業規則第10条第3号に該当する場合であって当該職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第10条第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。
- 5 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第24条 労働時間規程第20条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第25条 職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

別表第1 任期付嘱託職員基本年俸表(第11条関係)

ク ラ ス	区 分	基本年俸額 (円)		
		標 準	調 整 1	調 整 2
アッパー	(+ 2)	3,900,000	3,982,800	4,071,600
	(+ 1)	3,750,000	3,835,800	3,924,600
	標準	3,600,000	3,688,800	3,777,600
	(- 1)	3,450,000	3,541,800	3,630,600
ミドル	(+ 2)	3,300,000	3,394,800	3,495,600
	(+ 1)	3,150,000	3,247,800	3,348,600
	標準	3,000,000	3,100,800	3,201,600
	(- 1)	2,850,000	2,953,440	3,054,240
エキスパート	(+ 2)	2,700,000	2,805,600	2,917,200
	(+ 1)	2,550,000	2,658,000	2,769,600
	標準	2,400,000	2,511,300	2,622,900
	(- 1)	2,250,000	2,362,800	2,474,400
ユニバーサル	(+ 2)	2,100,000	2,214,000	2,331,600
	(+ 1)	1,950,000	2,065,200	2,182,800
	標準	1,800,000	1,917,600	2,035,200
	(- 1)	1,650,000	1,768,800	1,886,400

別表第2 特例任期付嘱託職員基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)		
		標準	調整1	調整2
1	(+2)	4,300,000	4,392,000	4,576,000
	(+1)	4,250,000	4,342,000	4,526,000
	標準	4,200,000	4,292,000	4,476,000
	(-1)	4,150,000	4,242,000	4,426,000
2	(+2)	4,100,000	4,192,000	4,376,000
	(+1)	4,050,000	4,142,000	4,276,000
	標準	4,000,000	4,092,000	4,226,000
	(-1)	3,950,000	4,042,000	4,176,000
3	(+2)	3,900,000	3,992,000	4,176,000
	(+1)	3,850,000	3,942,000	4,126,000
	標準	3,800,000	3,892,000	4,076,000
	(-1)	3,750,000	3,842,000	4,026,000
4	(+2)	3,700,000	3,792,000	3,976,000
	(+1)	3,650,000	3,742,000	3,926,000
	標準	3,600,000	3,692,000	3,876,000
	(-1)	3,550,000	3,642,000	3,826,000
5	(+2)	3,500,000	3,592,000	3,776,000
	(+1)	3,450,000	3,542,000	3,726,000
	標準	3,400,000	3,492,000	3,676,000
	(-1)	3,350,000	3,442,000	3,626,000
6	(+2)	3,300,000	3,392,000	3,576,000
	(+1)	3,250,000	3,342,000	3,526,000
	標準	3,200,000	3,292,000	3,476,000
	(-1)	3,150,000	3,242,000	3,426,000
7	(+2)	3,100,000	3,192,000	3,376,000
	(+1)	3,050,000	3,142,000	3,326,000
	標準	3,000,000	3,092,000	3,276,000
	(-1)	2,950,000	3,042,000	3,226,000
8	(+2)	2,900,000	2,992,000	3,176,000
	(+1)	2,850,000	2,942,000	3,126,000
	標準	2,800,000	2,892,000	3,076,000
	(-1)	2,750,000	2,842,000	3,026,000
9	(+2)	2,700,000	2,792,000	2,976,900
	(+1)	2,650,000	2,742,000	2,926,000
	標準	2,600,000	2,692,000	2,876,000
	(-1)	2,550,000	2,642,000	2,826,000
10	(+2)	2,500,000	2,592,000	2,776,000
	(+1)	2,450,000	2,542,000	2,726,000
	標準	2,400,000	2,492,000	2,676,000
	(-1)	2,350,000	2,442,000	2,626,000
11	(+2)	2,300,000	2,392,000	2,576,000
	(+1)	2,250,000	2,342,000	2,526,000
	標準	2,200,000	2,292,000	2,476,000
	(-1)	2,150,000	2,242,000	2,426,000
12	(+2)	2,100,000	2,192,000	2,376,000
	(+1)	2,050,000	2,142,000	2,326,000
	標準	2,000,000	2,092,000	2,276,000
	(-1)	1,950,000	2,042,000	2,226,000
13	(+2)	1,900,000	1,992,000	2,176,000
	(+1)	1,850,000	1,942,000	2,126,000
	標準	1,800,000	1,892,000	2,076,000
	(-1)	1,750,000	1,842,000	2,026,000

号 数	区 分	基 本 年 俸 額 (円)		
		標 準	調 整 1	調 整 2
14	(+ 2)	1,700,000	1,792,000	1,976,000
	(+ 1)	1,650,000	1,742,000	1,926,000
	標 準	1,600,000	1,692,000	1,876,000
	(- 1)	1,550,000	1,642,000	1,826,000
15	(+ 2)	1,500,000	1,592,000	1,776,000
	(+ 1)	1,450,000	1,542,000	1,726,000
	標 準	1,400,000	1,492,000	1,676,000
	(- 1)	1,350,000	1,442,000	1,626,000

別表第3 適用区分表（第11条関係）

勤務箇所	職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護助手 (2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師及び准看護師（当該病棟のみを担当している者に限る。） (3) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (6) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(7) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師 (8) 集中治療病棟（脳卒中センター（脳卒中ケアユニット）に限る。）に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (9) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究（大学が別に定めるものに限る）の業務に直接従事することを本務とする職員 (2) 放射線発生装置（高エネルギー加速器等を除く）を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員	1